

目次

第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
第2章 いなべ市の子育てを取り巻く状況.....	6
1 年齢別人口の状況.....	6
2 出生率、人口動態の状況.....	7
3 未婚率、世帯の状況.....	9
4 女性の就労の状況.....	10
5 保育園、幼稚園、学校の状況.....	11
6 アンケートからみるいなべ市の状況.....	12
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 基本理念.....	23
2 計画の体系.....	24
第4章 行動計画.....	28
I 未来を育む児童福祉の推進.....	28
1 地域における子育て支援の充実.....	28
2 保育サービス・子育て支援サービスの充実.....	31
3 チャイルドサポートの充実.....	34
4 児童虐待防止対策の推進.....	35
5 ひとり親家庭等への支援の充実.....	37
II みんなが支え合う障がい児福祉の推進.....	38
1 障がいがある子どもへの支援の充実.....	38
III 生涯を通じた健康づくりの推進.....	39
1 子どもと母親の健康の確保.....	39
IV 豊かな人間性を培う学校教育の充実.....	40
1 確かな学力の向上.....	40
2 豊かな心の育成.....	42
3 健やかな体の育成.....	43
4 信頼される学校づくり.....	44
5 教育環境の整備.....	45

V	青少年の夢を育む地域社会の醸成.....	46
1	家庭や地域の教育力の向上.....	46
2	青少年の健全育成の推進.....	48
3	次世代の親づくり.....	49
VI	生涯スポーツの振興.....	51
1	スポーツを通じた子どもの健やかな育成.....	51
VII	女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり.....	52
1	仕事と生活の調和の推進.....	52
VIII	安全で明るいまちづくり.....	55
1	子どもの安全を守る環境づくり.....	55
第5章	具体的な目標の設定.....	60
1	保育事業等の目標事業量.....	60
2	前期計画における成果及び基本施策別数値目標一覧.....	61
資料編	64
1	計画策定の経緯.....	64
2	いなべ市次世代育成支援対策推進要綱.....	65
3	策定推進委員会名簿.....	66

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

全国的に少子高齢化が急速に進む中、子育てにおける不安や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下、子どもの育ちの保障の充実など、様々な課題への対応が求められており、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の充実を図ることが急務となっています。国では、平成 15 年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を進めるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。また、平成 15 年7月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成 16 年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の4つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、様々な対策を実施してきました。

こうした取り組みにもかかわらず、平成 17 年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数 106 万人、合計特殊出生率が 1.26 と過去最低を記録するなど、予想を上回る少子化の進行がみられました。

このような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望の実現のために必要なものについて検討が進められ、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。重点戦略では「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が必要であるとされ、この実現のため平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。また、行動指針においては、憲章が掲げる社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標を設定しています。

さらに、平成 22 年1月には、子どもと子育てを社会全体で応援する今後5年間の子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が、新たに策定されました。それを受けて、いなべ市では「わがまちの子育て応援宣言」として子育て応援団など特色ある取り組みを全国に向けて紹介しています。

このような次世代育成支援に関する一連の流れを受け、子どもが健やかに成長することができ、だれもが安心して楽しみながら子育てできる地域を築くため、いなべ市における子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進していくことができるよう「いなべ市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画にあたるいなべ市の行動計画であり、平成 17 年 3 月に策定した「いなべ市次世代育成支援地域行動計画」の後期計画として策定しました。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度を期間として策定した行動計画（前期計画）に引き続き、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の期間とする行動計画（後期計画）として策定します。

また、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

平成	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	年度
前期計画											
後期計画					見直し	本計画					

第2章

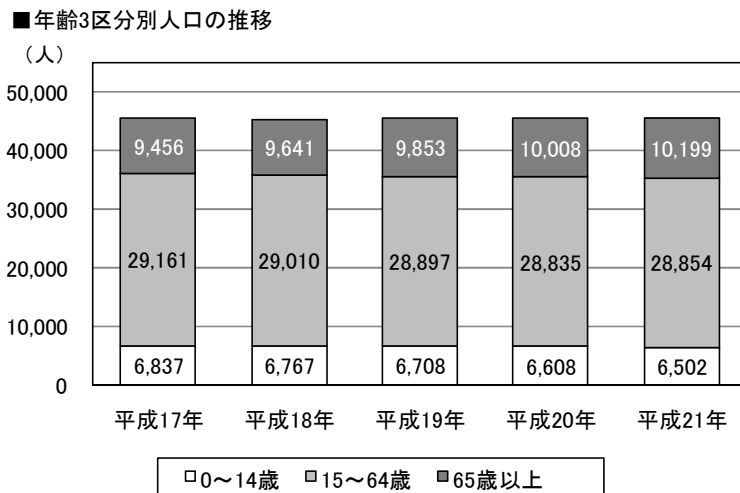
いなべ市の子育てを取り巻く状況

第2章 いなべ市の子育てを取り巻く状況

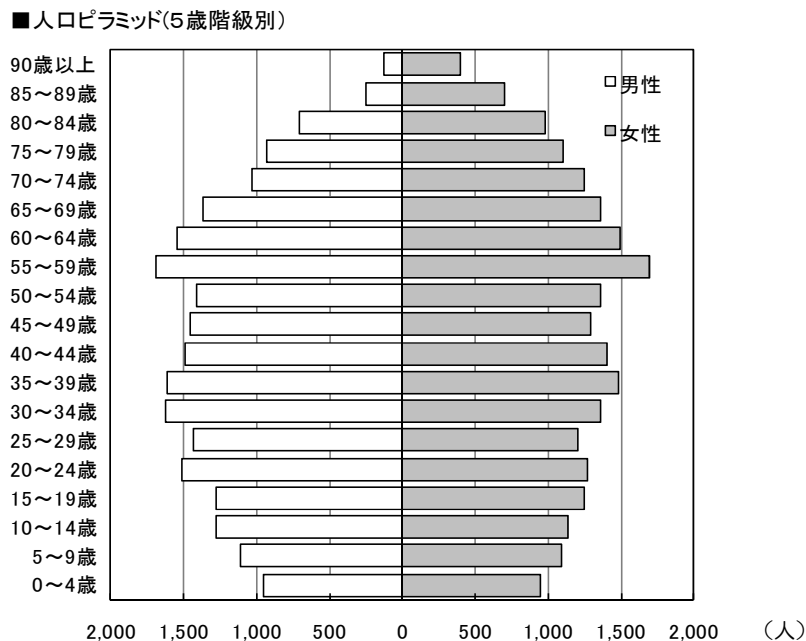
1 年齢別人口の状況

いなべ市の総人口は、ほぼ横ばいの傾向がみられますが、平成21年については増加がみられます。しかし、年齢3区分別人口をみると、0～14歳の年少人口は減少傾向にあり、逆に65歳以上の高齢者人口は増加しており、老年人口比率は平成21年で22.4%となっています。

人口ピラミッド（5歳階級別）をみると、いなべ市では60歳前後の「団塊の世代」、そして30代の「団塊ジュニア世代」の年齢層が多くなっています。しかし、団塊ジュニアの子ども世代では大きな山はみられず、年齢が下がるにつれて減少しているのがみてとれます。



資料：いなべ市住民基本台帳、外国人登録人口（各年1月1日）



資料：いなべ市住民基本台帳、外国人登録人口（平成21年1月1日現在）

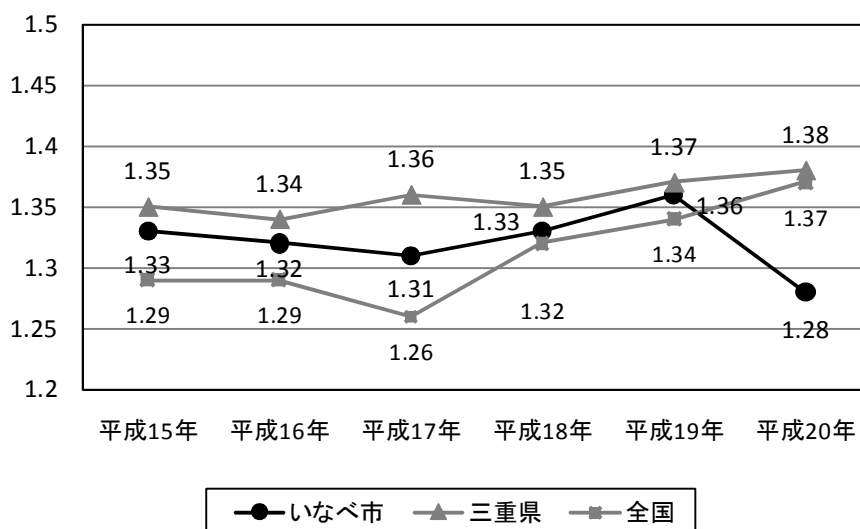
2 出生率、人口動態の状況

近年のいなべ市の合計特殊出生率をみると、平成19年までは全国より高く、県より低い数値で推移していましたが、平成20年に1.28と大きく下がり、全国と比べても低い数値となっています。

自然動態をみると、出生数よりも死亡数が上回り、自然減の状況にあります。また、社会動態では、転出数よりも転入数が多く、社会増の状況となっています。

出生数の推移をみると、平成11年から平成20年では100人程度の差がみられ、減少の傾向がうかがえます。

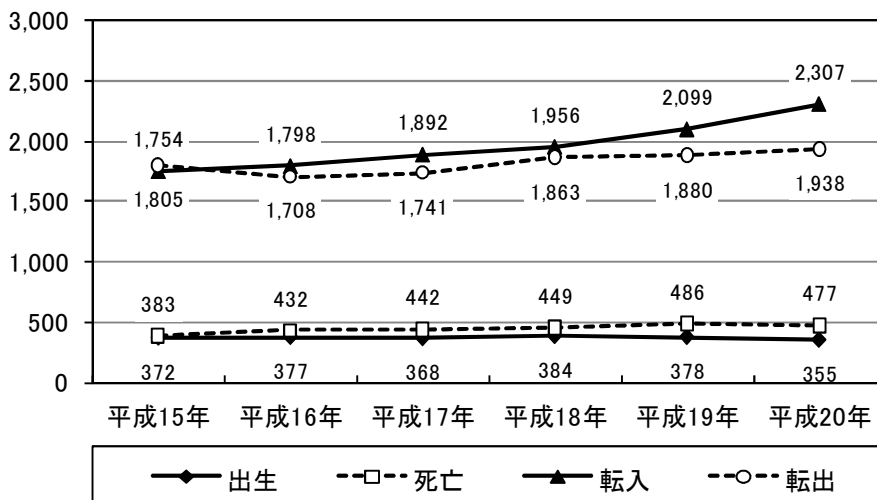
■合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省 三重県医療政策室

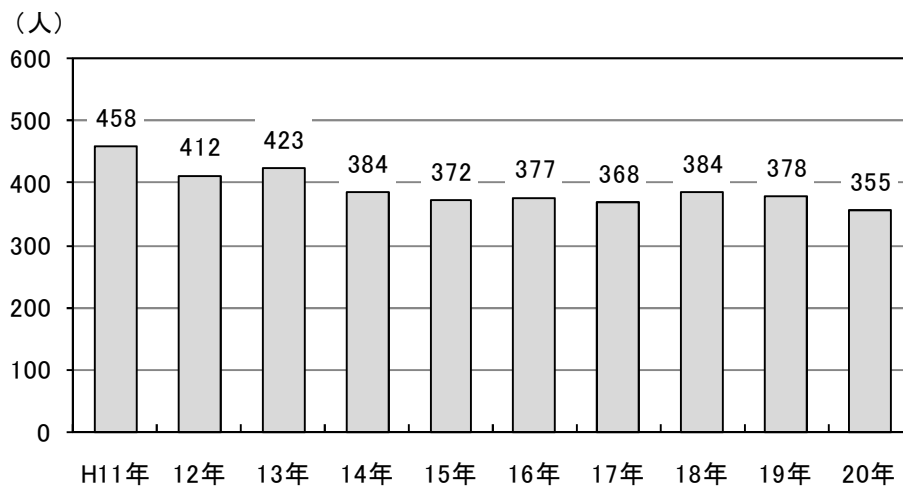
■人口動態の推移

(人)



資料：いなべ市人口推計調査

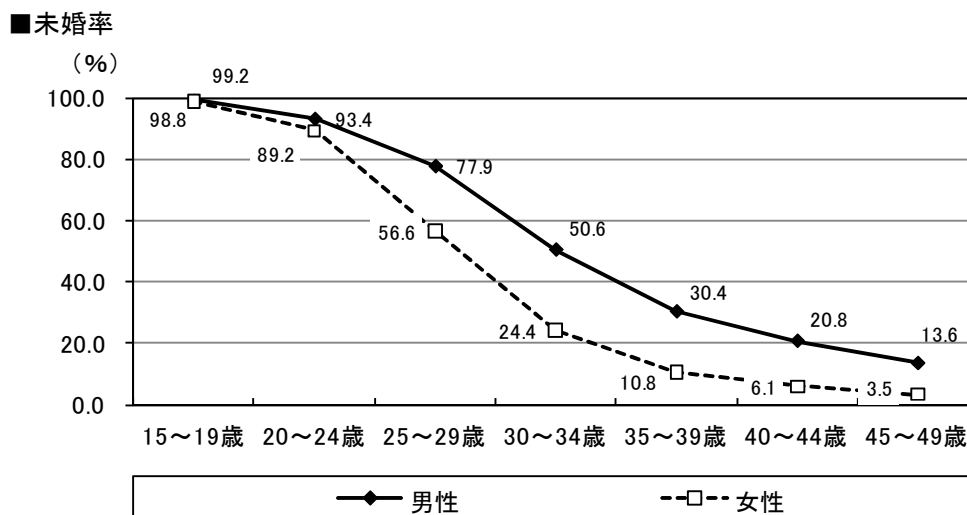
■出生数の推移



資料：いなべ市人口推計調査

3 未婚率、世帯の状況

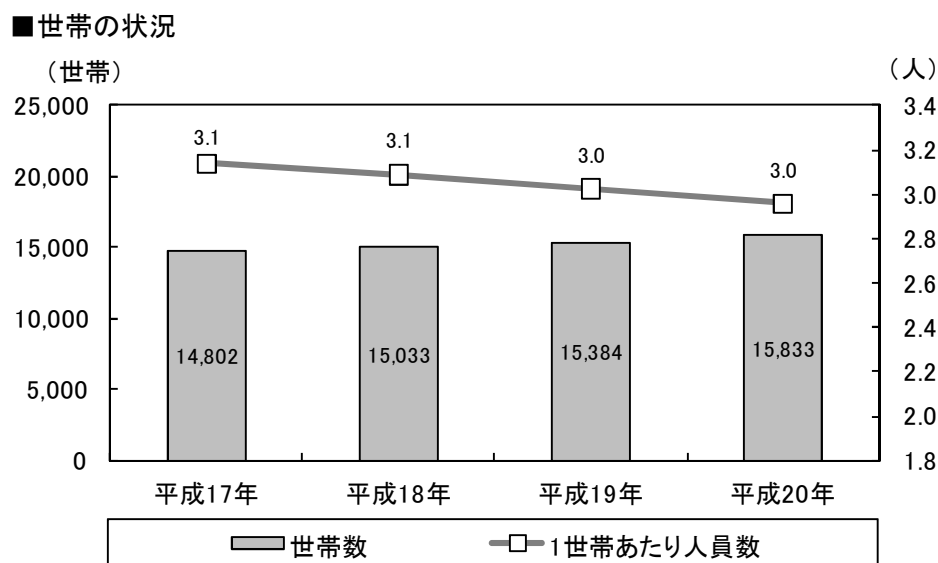
未婚率については、男性の方が女性よりも高く、男性では 30 代後半で 30%程度、女性では 30 代前半でともに 25%程度が未婚となっています。



資料：平成 17 年国勢調査

全国では…	三重県では…
20 代後半⇒男性 71.4%、女性 59.0%	20 代後半⇒男性 67.2%、女性 53.5%
30 代前半⇒男性 47.1%、女性 32.0%	30 代前半⇒男性 42.0%、女性 25.9%
30 代後半⇒男性 30.0%、女性 18.4%	30 代後半⇒男性 27.5%、女性 14.3%
となっています。	となっています。

いなべ市の世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員数は減少しています。単身世帯や核家族の増加によって世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。



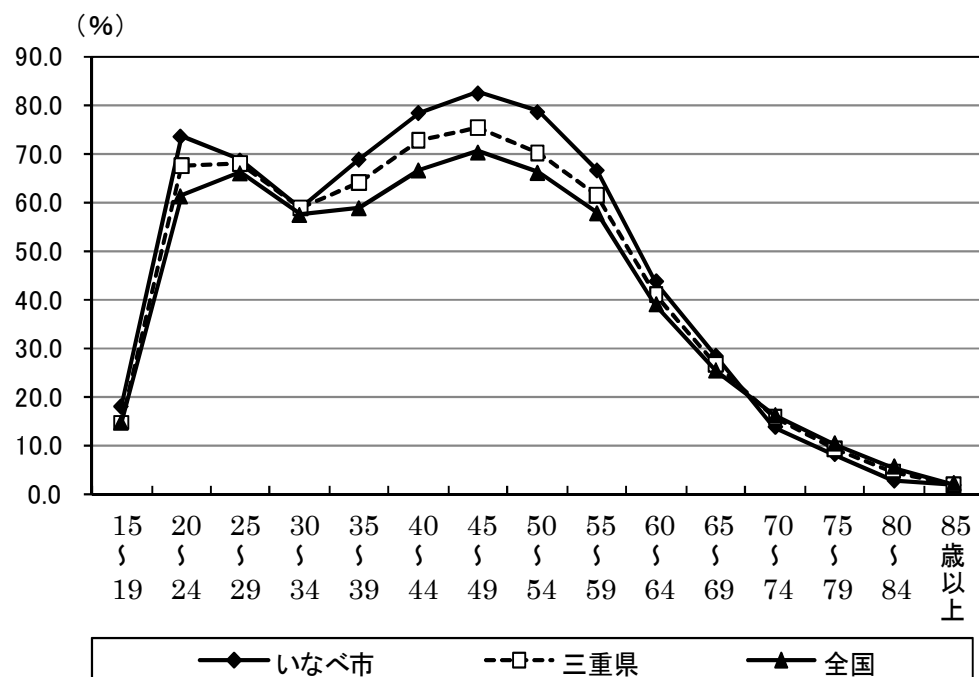
資料：平成 17 年国勢調査

4 女性の就労の状況

いなべ市の女性の就労率は、子育て期にあたる20代後半から30代に仕事をやめ、その後再び働くM字曲線を描いています。

県や国と比べると、20代後半や30代前半は同程度ですが、20代前半や30代後半以降は、いなべ市の方が高く女性の社会進出がみてとれます。

■女性の就労率の比較(三重県、全国との比較)



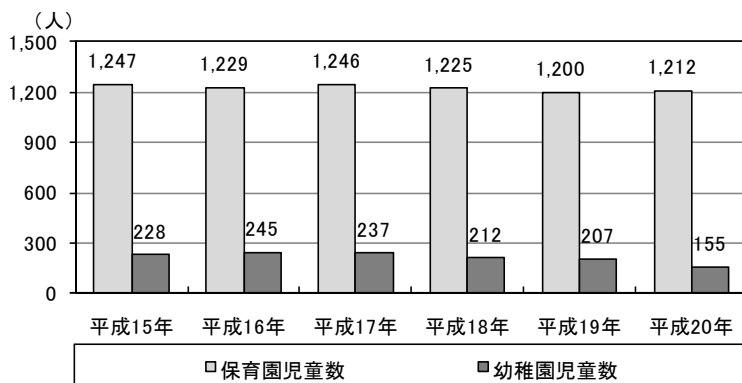
資料：平成17年国勢調査

5 保育園、幼稚園、学校の状況

就学前の児童の状況をみると、平成20年度以降の幼稚園の順次廃止に伴い、保育園・幼稚園入所児童数の変動がみられます。

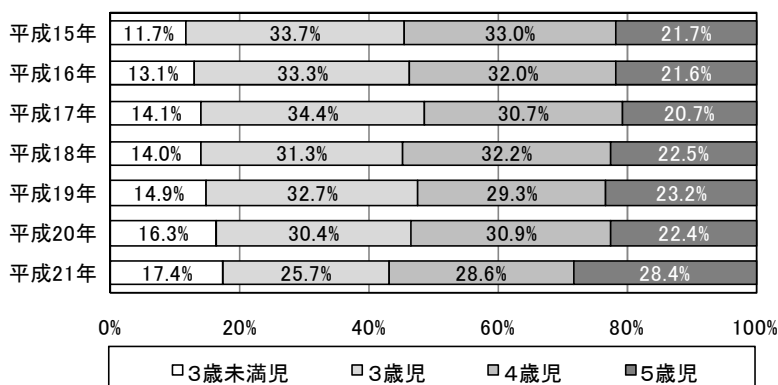
保育園児童の年齢別割合については、女性の社会進出により、3歳未満児の割合が増えています。

■保育園・幼稚園児童数の推移



資料：いなべ市福祉部こども家庭課

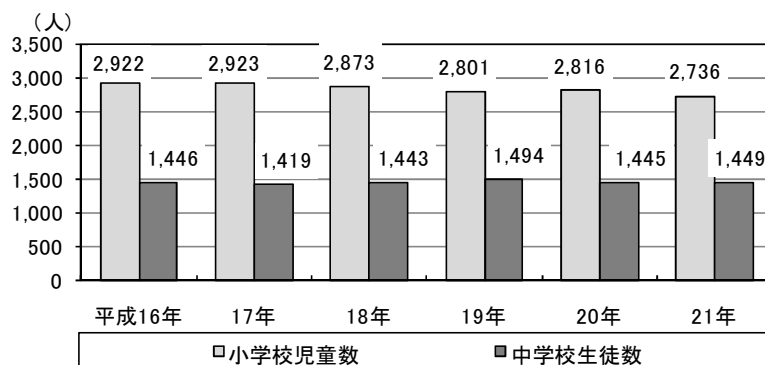
■保育園児童の年齢別割合の推移



資料：いなべ市福祉部こども家庭課

小学校児童・中学校生徒数の推移をみると、小学校児童数は減少傾向ですが、中学校生徒数は、ほぼ横ばいに推移しています。

■小学校児童・中学校生徒数の推移



資料：いなべ市福祉部こども家庭課

6 アンケートからみるいなべ市の状況

(1) 調査の目的

アンケート調査は、「いなべ市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」の資料として、保育ニーズやいなべ市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

(2) 調査概要

- ・ 調査地域 : いなべ市全域
- ・ 調査対象者 : いなべ市内在住の就学前児童をお持ちの世帯（就学前児童調査）
いなべ市内在住の小学生児童をお持ちの世帯（小学生児童調査）
いなべ市内在住の中学2年生（中学生調査）
- ・ 調査期間 : 平成20年10月20日～10月31日
- ・ 調査方法 : 保育園・小学校・中学校を通じて配布・回収
未就園の就学前児童のみ郵送配布・郵送回収

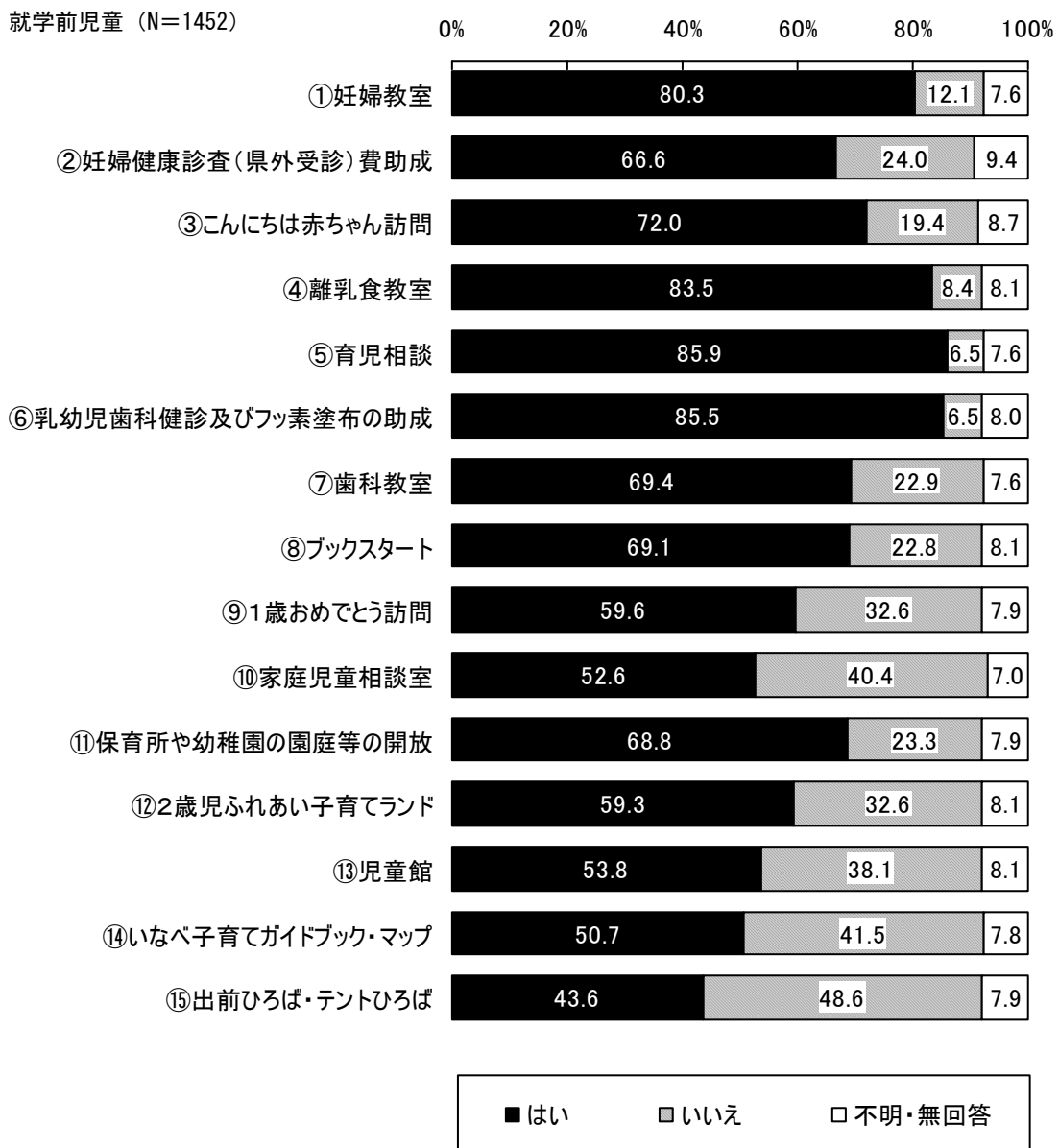
	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,824	1,452	79.6%
小学生児童調査	2,069	1,890	91.3%
中学生調査	517	508	98.3%
合計	4,410	3,850	87.3%

① いなべ市の子育て支援サービスの認知度・利用経験（単数回答）

* 就学前児童のみの質問

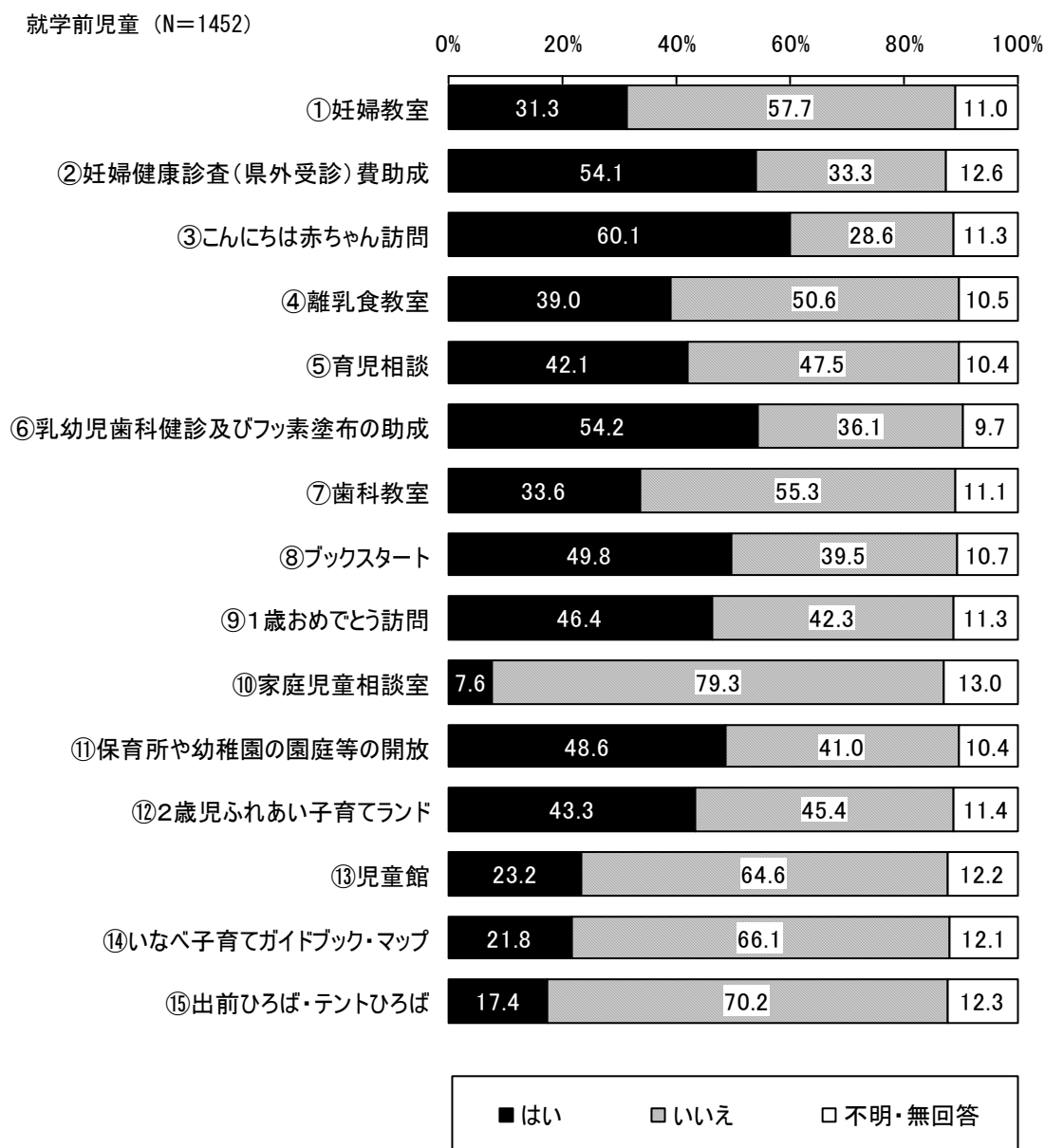
【知っているか】

いなべ市の子育て支援サービスの認知度についてみると、「①妊婦教室」「④離乳食教室」「⑤育児相談」「⑥乳幼児歯科健診及びフッ素塗布の助成」などで「はい（知っている）」が80%を超え、高くなっています。



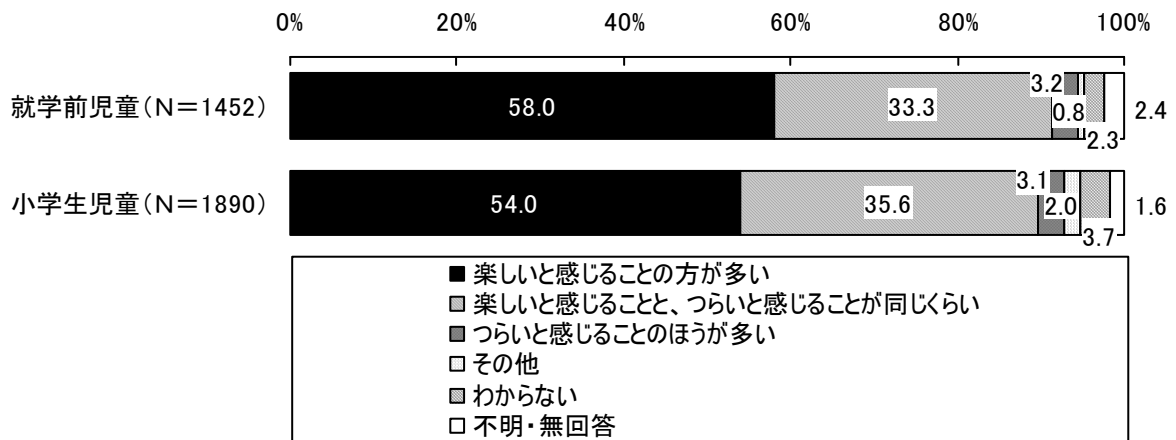
【これまでに利用したことがあるか】

いなべ市の子育て支援サービスの利用状況についてみると、「はい(利用したことがある)」で「③こんにちは赤ちゃん訪問」が最も高く60.1%、次いで「⑥乳幼児歯科健診及びフッ素塗布の助成」が54.2%、「②妊婦健康診査(県外受診)費助成」が54.1%と、他の項目に比べて高くなっています。



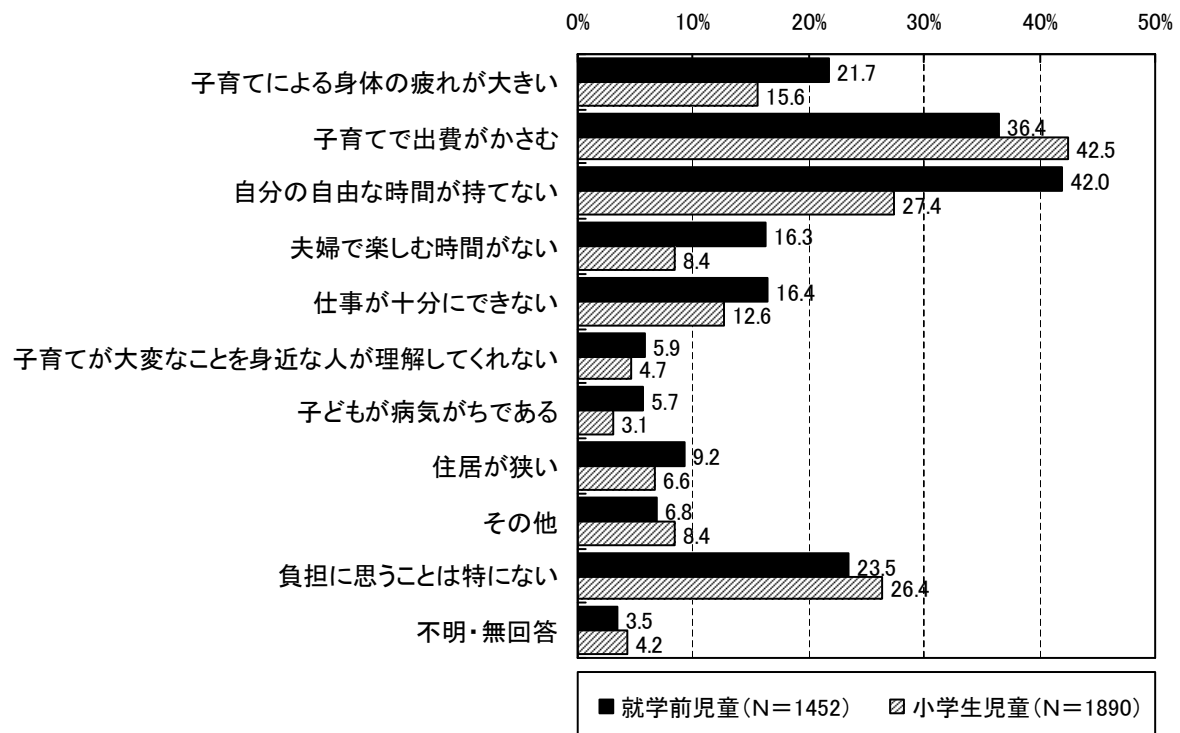
② 子育ては楽しいか（単数回答）

子育ての楽しさについてみると、「楽しいと感じることの方が多い」が就学前児童58.0%、小学生児童54.0%とともに最も高くなっています。



③ 子育てで、特に不安に思っていることや悩んでいること（複数回答）

子育てで、不安に思っていることや悩んでいることについてみると、就学前児童では「自分の自由な時間が持てない」が42.0%と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむ」が36.4%となっています。小学生児童では、「子育てで出費がかさむ」が42.5%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」が27.4%となっています。

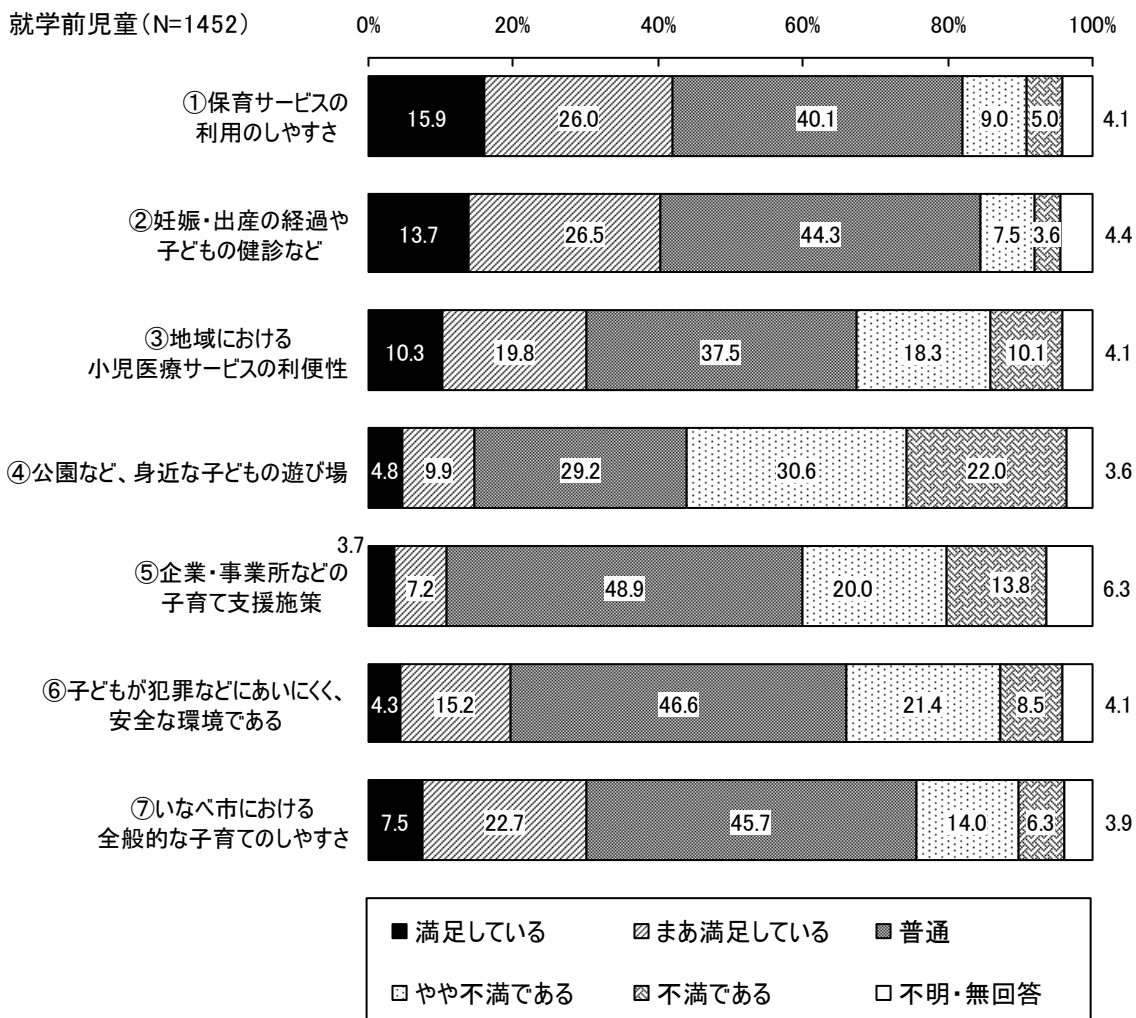


④ いなべ市における各分野の満足度（単数回答）

【就学前児童】

いなべ市における各分野の満足度をみると、「満足している」「まあ満足している」を合わせた、『満足』の割合が高い項目は、「①保育サービスの利用のしやすさ」「②妊娠・出産の経過や子どもの健診など」であり、ともに40%を超えています。

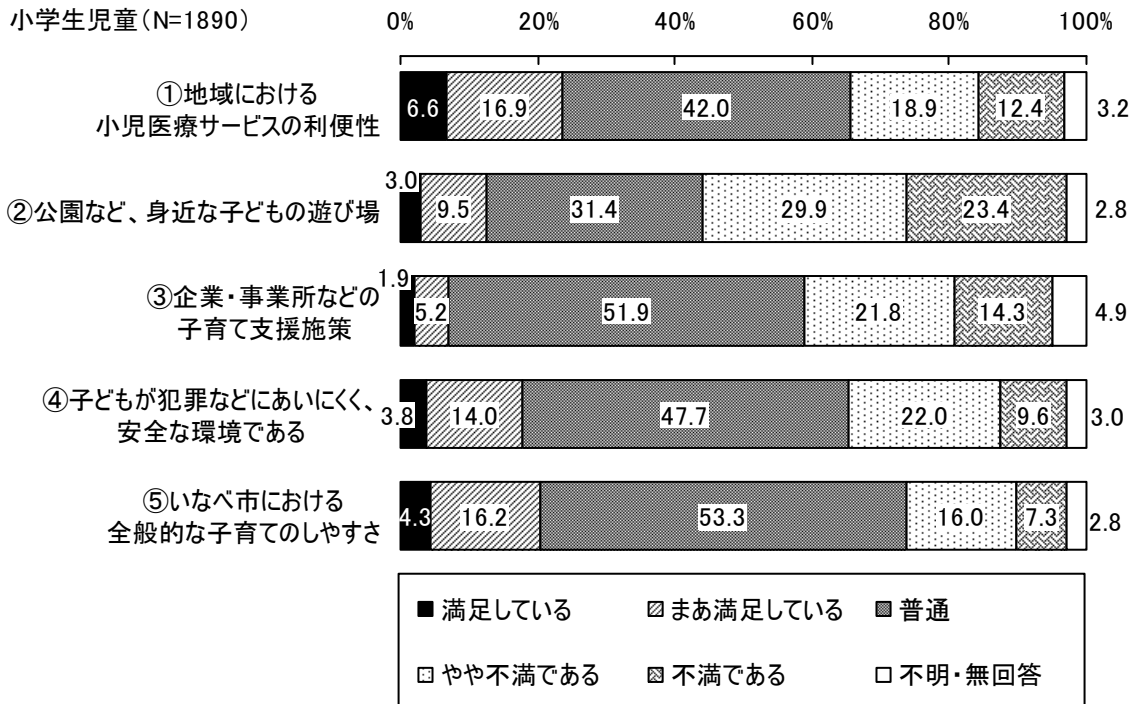
一方で、「不満である」と「やや不満である」を合わせた、『不満』の割合が高い項目は「④公園など、身近な子どもの遊び場」など、身近な子どもの遊び場」となっています。



【小学生児童】

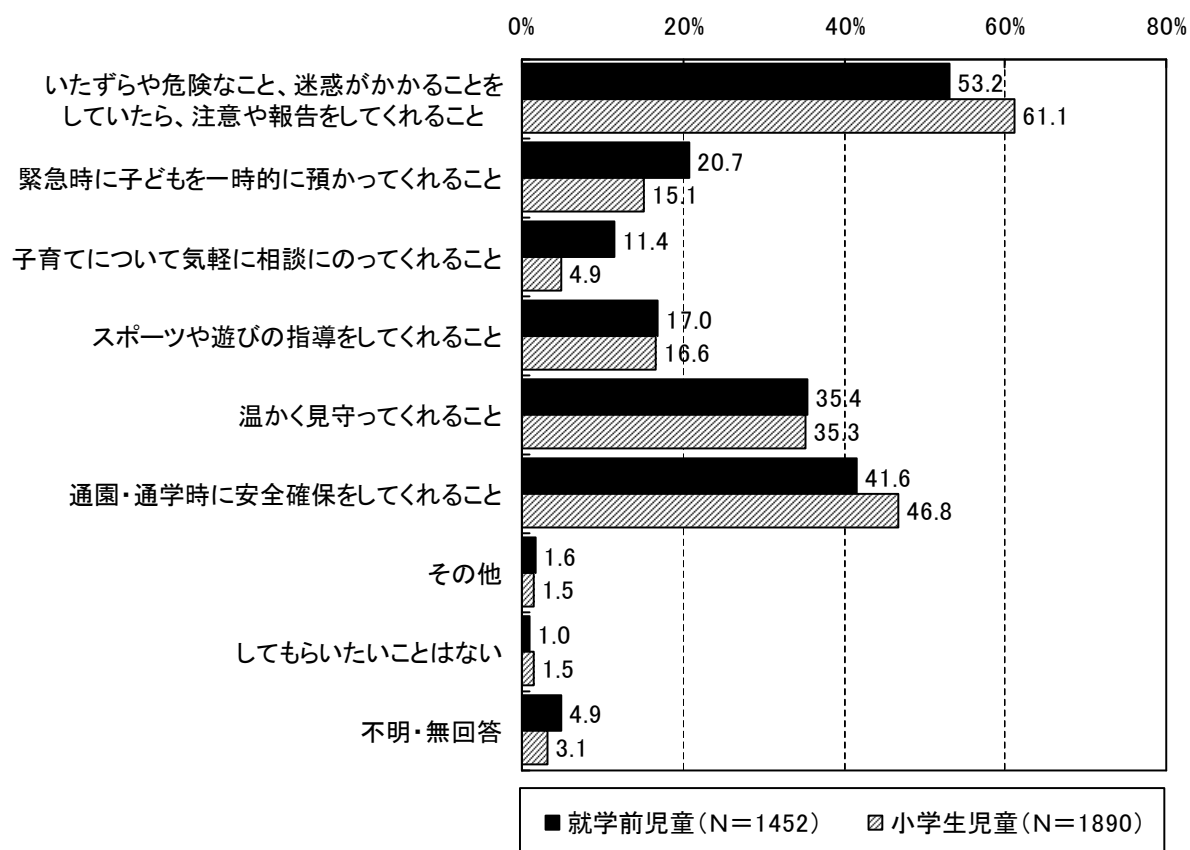
いなべ市における各分野の満足度をみると、「満足している」「まあ満足している」を合わせた、『満足』の割合が高い項目は、「①地域における小児医療サービスの利便性」「⑤いなべ市における全般的な子育てのしやすさ」であり、ともに約 20%を占めていますが、就学前児童に比べると、全般的にやや満足度は低くなっています。

一方で、「不満である」と「やや不満である」を合わせた、『不満』の割合が高い項目は就学前児童と同様に、「②公園など、身近な子どもの遊び場」となっています。



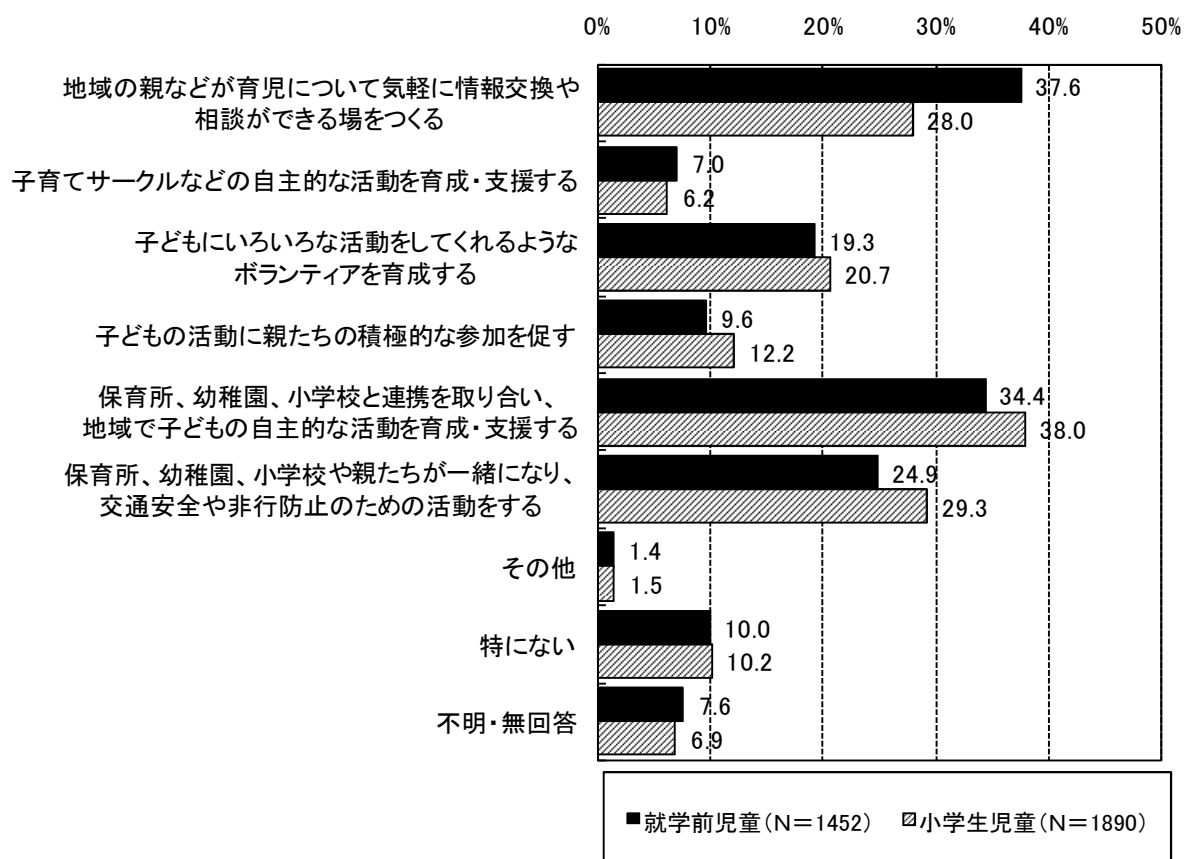
⑤ 子育てする上で、地域に対してどのようなことを望むか（複数回答）

子育てする上で、地域に対して望むことについてみると、「いたずらや危険なこと、迷惑がかかることをしていたら、注意や報告をしてくれること」が就学前児童53.2%、小学生児童61.1%とともに最も高く、次いで「通園・通学時に安全確保をしてくれること」が就学前児童41.6%、小学生児童46.8%となっています。



⑥ 安心して子育てするためには、地域でどんな取り組みが必要か（複数回答）

安心して子育てするために必要な地域の取り組みについてみると、就学前児童では「地域の親などが育児について気軽に情報交換や相談ができる場をつくる」が37.6%と最も高く、次いで「保育所、幼稚園、小学校と連携を取り合い、地域で子どもの自主的な活動を育成・支援する」が34.4%となっています。小学生児童では「保育所、幼稚園、小学校と連携を取り合い、地域で子どもの自主的な活動を育成・支援する」が38.0%と最も高くなっており、次いで「保育所、幼稚園、小学校や親たちが一緒になり、交通安全や非行防止のための活動をする」が29.3%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子化や核家族化の進展、女性の社会進出や、それに伴う晩婚化、未婚率の上昇など、結婚や出産・子育てに対する個人の価値観は変化、多様化しています。

このような状況に対応し、これまでのいなべ市では、平成17年3月に策定した「いなべ市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、子育てを取り巻く環境の整備、施策の充実に努めてきました。

いなべ市では、これまでの取り組みをさらに強化・充実する観点から、前期計画の基本理念を継承していきます。本市の豊かな自然環境やこれまでの伝統、文化を生かした特色あるまちづくりをめざし、子育てを支えていくものとして、次の理念のもと、施策の遂行に努めます。

【基本理念】

人、緑、地域で子どもを育むまち
いなべ



2 計画の体系

いなべ市総合計画 新生いなべいきいきプラン 施策体系図

施策の大綱		基本方針
1	市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして	充実した公共交通網の整備・促進
		情報ネットワークづくりの推進
		快適な道路網の充実
		暮らしを支える上水道の充実
		美しい水環境の創出
		秩序ある土地利用の推進
2	安心・安全の確保と資源循環型のまちづくり	災害に強いまちづくり
		安全で明るいまちづくり
		環境にやさしいまちづくり
		みどり豊かなまちづくり
		調和のとれた居住環境づくり
3	健やかに育ち、個性が輝くひとづくりをめざして	生涯学習による人づくり・まちづくりの推進
		豊かな人間性を培う学校教育の充実
		青少年の夢を育む地域社会の醸成
		多彩で個性ある文化の創造と継承
		生涯スポーツの振興
4	心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして	市民が参加する福祉のまちづくり
		未来を育む児童福祉の推進
		いきいき暮らせる高齢者福祉の推進
		みんなが支え合う障がい者(児)福祉の推進
		生涯を通じた健康づくりの推進
		安心して暮らせる社会保障の充実
5	にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして	魅力ある農林水産業の振興
		活力ある工業の振興
		にぎわいある商業の振興
		観光の充実
		労働環境の改善
		消費者保護の推進
6	思いやり、共に生きる市民社会をめざして	コミュニティ活動の推進
		女(ひと)と男(ひと)が互いに認め合う社会づくり
		思いやりのある人権のまちづくり
		市民参画のまちづくり
		国際性豊かな人づくり・まちづくり

総合計画の基本方針の中で、子育て支援に関連する部分を、次世代育成支援地域行動計画の基本施策とすることで、両計画の整合を図ります。

いなべ市次世代育成支援地域行動計画【後期計画】 施策体系図

基本施策		推進施策
I	未来を育む児童福祉の推進	地域における子育て支援の充実
		保育サービス・子育て支援サービスの充実
		チャイルドサポートの充実
		児童虐待防止対策の推進
		ひとり親家庭等への支援の充実
II	みんなが支え合う障がい児福祉の推進	障がいがある子どもへの支援の充実
III	生涯を通じた健康づくりの推進	子どもと母親の健康の確保
IV	豊かな人間性を培う学校教育の充実	確かな学力の向上
		豊かな心の育成
		健やかな体の育成
		信頼される学校づくり
		教育環境の整備
V	青少年の夢を育む地域社会の醸成	家庭や地域の教育力の向上
		青少年の健全育成の推進
		次世代の親づくり
VI	生涯スポーツの振興	スポーツを通じた子どもの健やかな育成
VII	女(ひと)と男(ひと)が互いに認め合う社会づくり	仕事と生活の調和の推進
VIII	安全で明るいまちづくり	子どもの安全を守る環境づくり

第 4 章 行動計画

第4章 行動計画

I 未来を育む児童福祉の推進

1 地域における子育て支援の充実

【現状・課題】

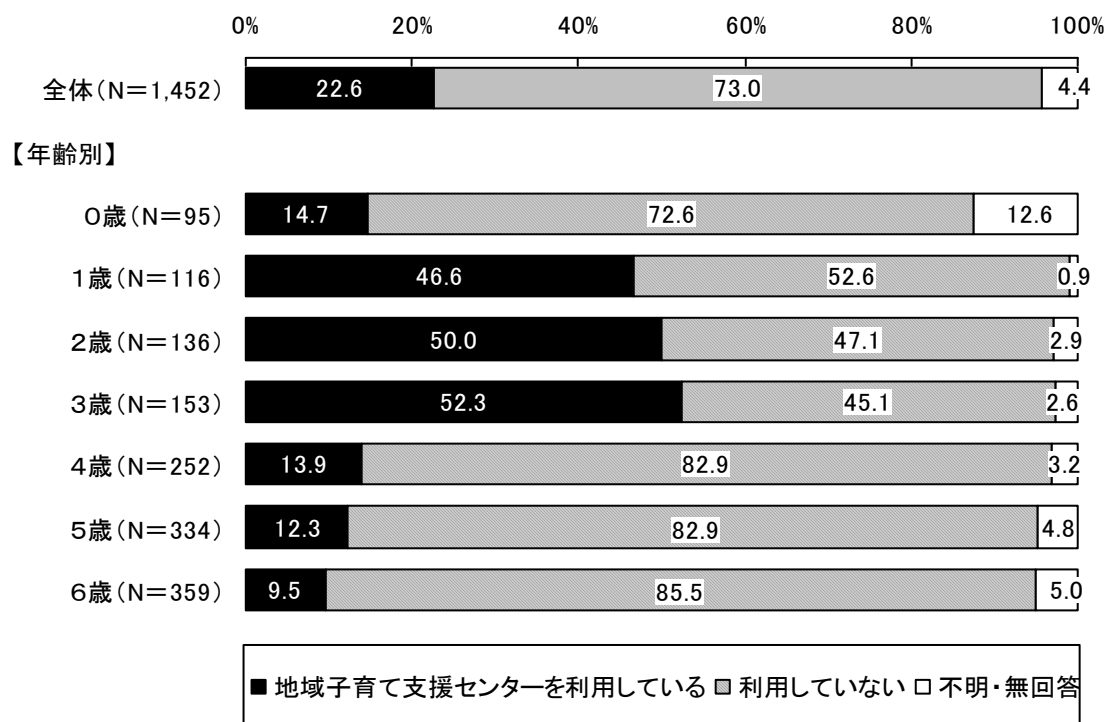
出生率の低下や核家族化及び就労形態の多様化が進展する中であって、子育てをめぐる状況が劇的に変化しています。近隣住民との関係の希薄化が進み、従来のように地域の人々がお互いに助け合って子どもを育てることが難しくなっています。

また、派遣労働者や低賃金労働者、不況による失業者の増加などにより、経済的に不安定な家庭の問題も増えています。

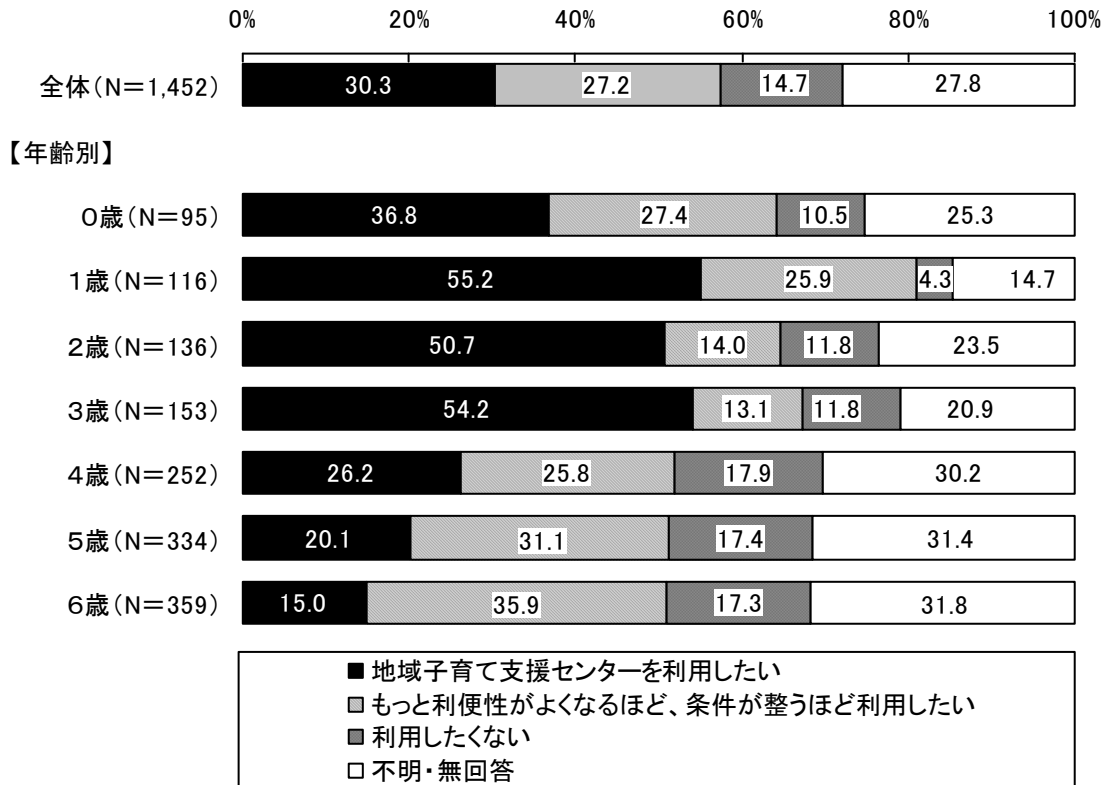
本市では、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等により、地域の子育て支援の充実を図るとともに、「子育てガイドブック」や「いなべパパの子育てガイドブック」、インターネット等各種媒体を利用した子育て情報の提供を積極的に行い、子育て支援環境の整備、ネットワークづくりを推進しています。

アンケート調査では、地域子育て支援センターについて1～3歳の約50%が利用しています。今後の利用意向は0歳を含めた就園前の児童で高くなっており、利便性などの充実を図っていく必要があります。

◆地域子育て支援センターの利用度



◆地域子育て支援センターの今後の利用意向



【施策の方向】

1-1 地域子育て支援センターの充実

こども家庭課

市内6か所の地域子育て支援センターでは、子育てについての相談、情報提供を行うとともに、親子が遊ぶ場、交流の場として子育て家庭の支援の充実を図っていきます。

今後も、1歳おめでとう訪問事業をはじめ、センター内での支援に留まらず、「出前ひろば」や「出前テントひろば」など、積極的に地域に出向き、支援の拡充に努めます。

1-2 子どもや保護者のふれあいの場づくり

こども家庭課

保育園において園庭開放を行い、未就園児の親子のふれあいの場をつくり、地域で孤立することなく子育てができるようにしていきます。また、ブックスタート事業、ブック・Reスタート事業により、絵本を介してふれあいの時間を持ってもらえるよう働きかけていきます。

1-3 市民参加による子育て支援の充実

こども家庭課

子育てを援助してもらいたい人と援助できる人が会員登録する相互援助のしくみであるファミリー・サポート・センターにおいて、会員数の増加に努めます。

また、地域のボランティアを中心とした各子育て支援センターの「子育て応援団」の活動を支援し、地域になじみの少ない保護者が早く地域に溶け込み、安心して子育てができるようにしていきます。

これらの市民参加型の子育て支援活動を活発にしていくことで、希薄化している地域の人間関係を再構築し、“地域の子育て力”の向上を促進していきます。



2 保育サービス・子育て支援サービスの充実

【現状・課題】

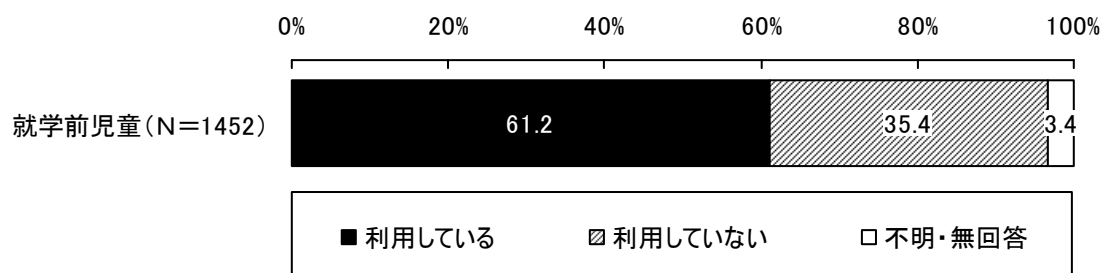
保育サービス・子育て支援サービスについては、利用者の多様な生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。

本市では、幼児教育を保育園へ統一し、平成 21 年度から阿下喜保育所、十社保育所、山郷保育所で 5 歳児保育が開始され、ふじわら幼児教育センターでは、平成 22 年度から完全保育園化の実施を予定しています。また、公立保育園の運営を市からいなべ市社会福祉協議会を含む民間事業者へと段階的に移行することも進めています。

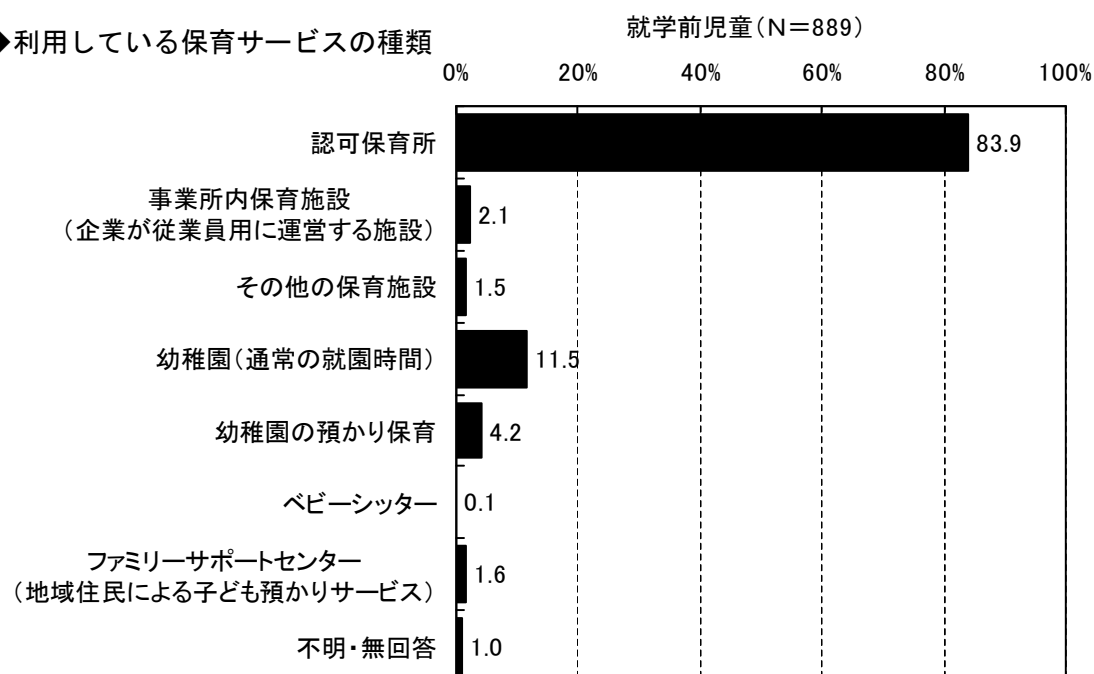
また、保育内容を充実させるため、いなべ市では平成 20 年度から保育事業の第三者機関による評価を導入しています。その結果を公表するとともに、評価を受けた園だけでなく、すべての保育園の改善に結びつけています。

また、放課後児童クラブの充実を図り、小学生の放課後の居場所づくりについても進めていくことが必要です。

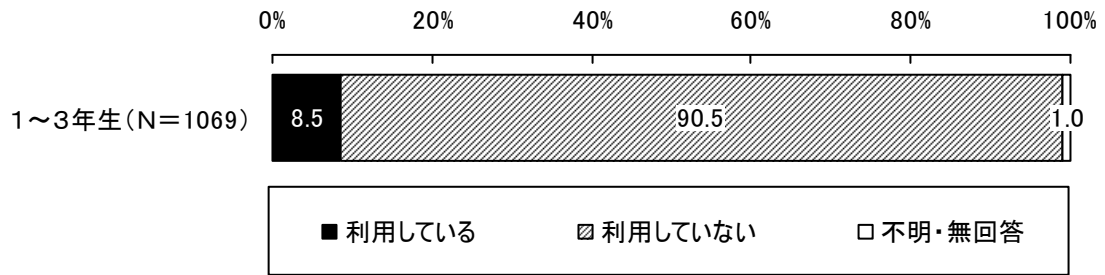
◆保育サービスの利用の有無



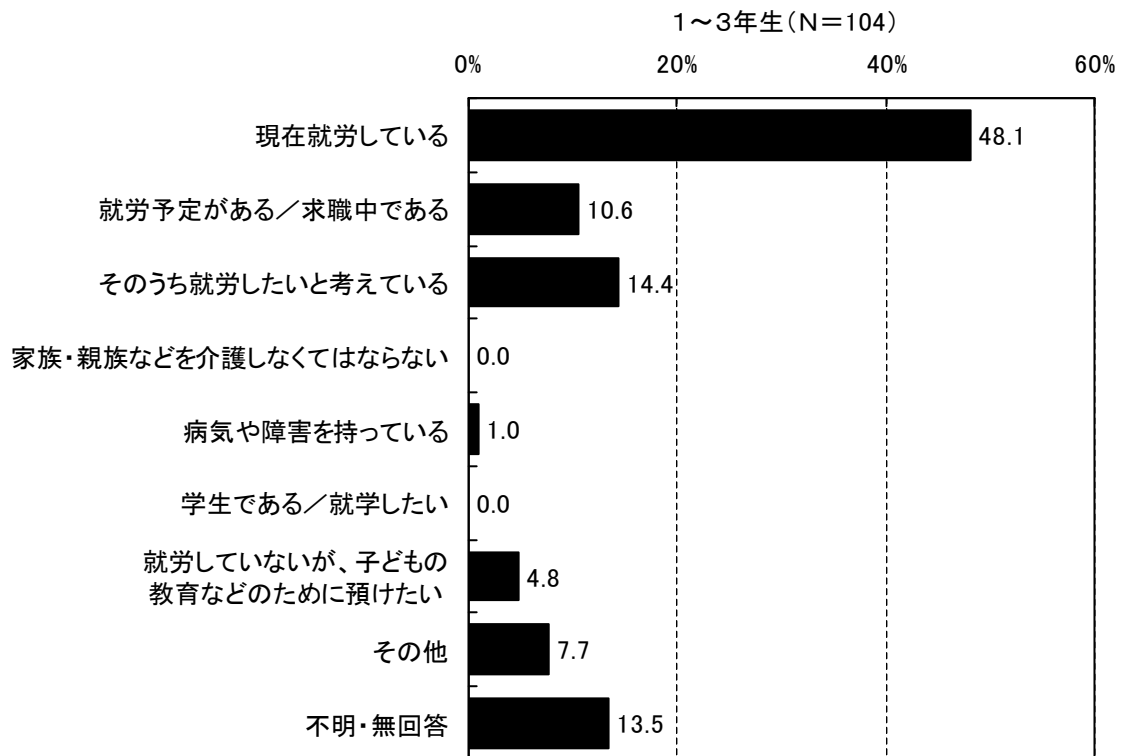
◆利用している保育サービスの種類



◆放課後児童クラブの利用の有無



◆放課後児童クラブを利用したい理由



【施策の方向】

2-1 保育園におけるサービスの充実

こども家庭課

子どもの幸せを第一に考えるとともに、子どもや保護者のニーズを十分に踏まえて、保育サービスを計画的に提供していきます。また就労状況に応じて、延長保育等の多様な保育サービスの提供体制の充実に努めます。

2-2 保育園における保育の質の向上

こども家庭課

保育士の知識や技能を向上させるため、様々な研修への参加を促します。また、サービスの質を確保する観点から、保育士の自己評価を促進し、第三者による保育サービス評価を行い、安心して利用できる保育園として、市民から認められるようにしていきます。

2-3 小学生の放課後の居場所づくりの推進

学校教育課 こども家庭課

現在ある4か所の放課後児童クラブの事業内容を充実させるとともに、市民の力による新たな放課後児童クラブの立ち上げ及び運営に対する支援、さらには、指導者の育成支援を進めていきます。



3 チャイルドサポートの充実

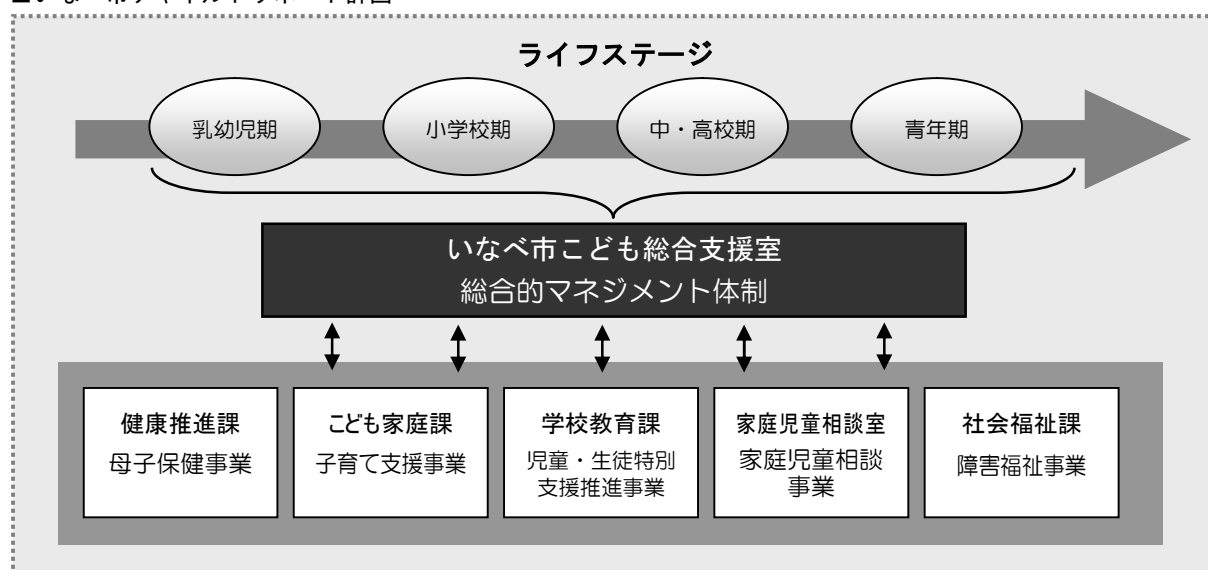
【現状・課題】

近年、乳幼児健康診査や各種相談の中で、継続的な支援が必要な子どもが増えています。

本市では、発達の遅れのある子どもを含めたあらゆる子どもたちの支援として平成 21 年度から「こども総合支援室」を開設し、保育園や学校に通う要支援児の発達を促す支援プログラムを作成しています。

今後は、関連機関がより密に連携をとり、個人の発達に合ったきめ細やかな指導の実施をしていくことが求められています。

■いなべ市チャイルドサポート計画



【施策の方向】

3-1 すべての子どもへの途切れのない支援の充実

健康推進課 学校教育課 社会福祉課 こども家庭課

「こども総合支援室」において、保育園や学校に通う要支援児の発達を促す支援プログラムを作成していきます。また、保健・医療・福祉・教育が連携し、生まれてから就労までの途切れのない支援を行うことにより、よりよい発達をサポートしていきます。

また、就学前の子どもとその保護者に対し「ステップアップ教室」を開催し、困り感を持っている子どもの苦手なところやつまずきのあるところを改善できるように努めます。

4 児童虐待防止対策の推進

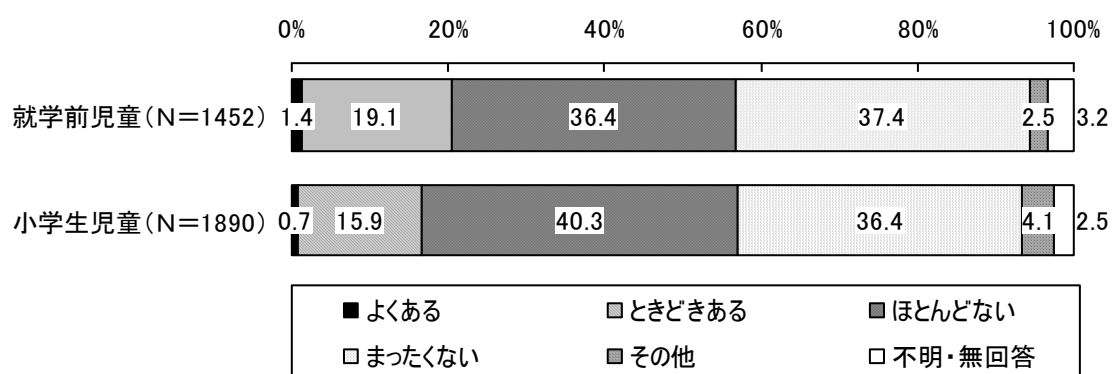
【現状・課題】

全国的に、子どもの生命が奪われるなど重大な虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談件数も増加を続け、依然として児童虐待は社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。

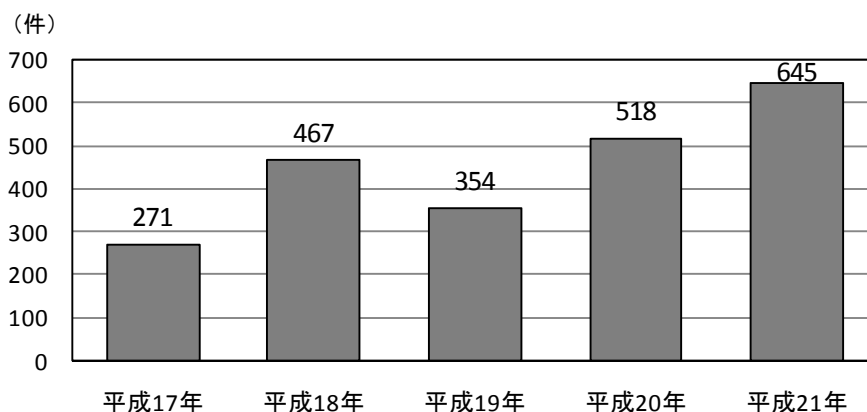
アンケート調査の『子どもを虐待してしまったことがあるか』では「よくある」「ときどきある」を合わせると、就学前児童では20%を超え、小学生児童についても、17%程度を占めています。また、家庭児童相談室の相談件数も平成19年に一旦少なくなりましたが、平成20年以降、再び増加しています。

児童虐待は、身体的虐待だけでなく、ネグレクト（育児放棄）や心理的虐待等、保護者が自覚しにくいものや、周囲が発見しづらいものについても深刻化しており、その防止に向け「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要になっています。

◆子どもを虐待してしまったことがあるか



◆家庭児童相談室 相談件数



資料：いなべ市福祉部こども家庭課

※平成17年については、4月～12月の9か月間の数値です。

【施策の方向】

4-1 虐待の防止と早期発見・早期対応の推進

こども家庭課

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行います。

日常的な相談機能の強化や民生委員・児童委員等との積極的な協働、在宅支援等を含めた支援の充実を図っていきます。

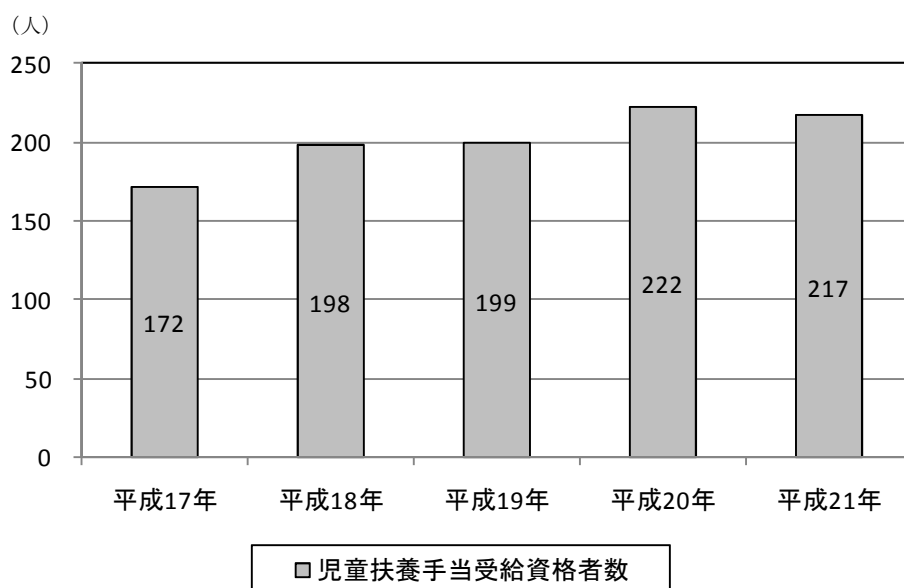


5 ひとり親家庭等への支援の充実

【現状・課題】

離婚の増加等により、ひとり親家庭等が急増している中で、児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

◆児童扶養手当受給資格者数の推移



資料：いなべ市福祉部こども家庭課

※児童扶養手当…父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

【施策の方向】

5-1 ひとり親家庭等への経済的支援の充実

こども家庭課 保険年金課

ひとり親家庭の生活の安定を支援するため、各種経済支援を通じ、児童の就学意欲向上を図ります。

5-2 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実

こども家庭課

自立して安定した生活を送れるよう、ひとり親等に対して就労に向けた支援の充実を図っていきます。

また、生活や子どもの養育が困難な場合については、子どもを母子生活支援施設において保護し、母子の自立に向けた生活支援を行っていきます。

Ⅱ みんなが支え合う障がい児福祉の推進

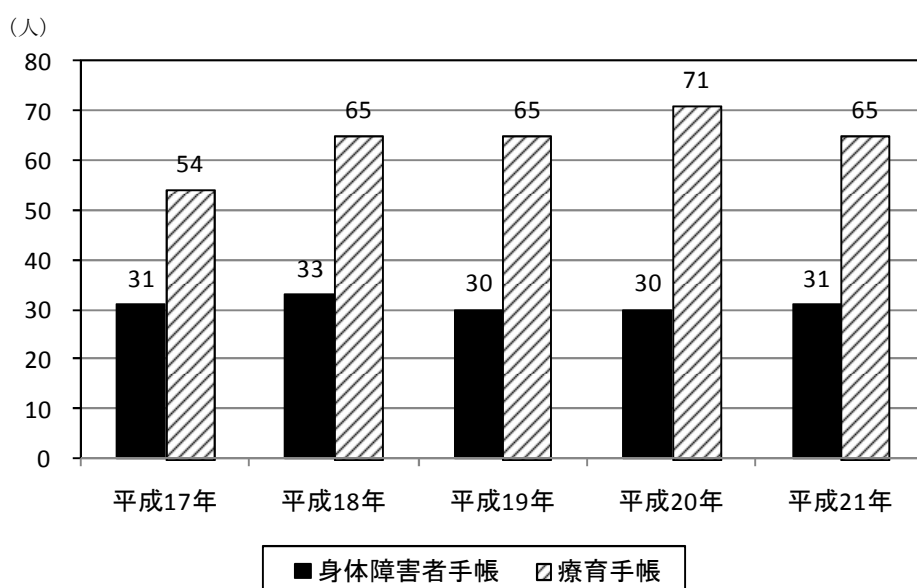
1 障がいがある子どもへの支援の充実

【現状・課題】

障がいのある子どもは、それぞれの個性に合った支援が必要です。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、家族への支援もあわせて行うことが必要です。

◆身体障害者手帳、療育手帳保持者（18歳未満）の推移



資料：いなべ市福祉部社会福祉課

【施策の方向】

1-1 障がい児のいる家庭の生活の安定

健康推進課 社会福祉課 保険年金課

就学前の障がいがある子どもとその保護者に対し「ステップアップ教室」や「のびのび教室」を実施し、療育を推進していきます。また、医療費の助成を行い、障がい児のいる家庭の経済的負担を軽減します。

1-2 特別支援保育・教育の推進

こども家庭課 学校教育課

保育園においては、加配保育士を配置し、就学に向けて必要な支援を行います。小学校では、特別支援学級で個別に支援を行うとともに、中学校区ごとに集まる機会をつくり、交流を深めていきます。

Ⅲ 生涯を通じた健康づくりの推進

1 子どもと母親の健康の確保

【現状・課題】

少子化が進む中、妊娠・出産に対する支援の充実を求める母親の声を受け止め、母子の健康保持を推進していくことが以前にも増して求められています。

また、子どもを持ちたいと望み、不妊治療を受けている夫婦に対しても、その精神的、経済的負担の軽減を図るため、さらなる支援に取り組んでいくことが必要です。

本市では、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を行い、育児について気軽に相談ができ保護者が安心して子育てできるようにしています。

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安を感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。子どもが健やかに育つためには、就学までの間、一貫した健康に関する支援体制が必要です。

【施策の方向】

1-1 子どもを安心して産むための支援体制づくり

健康推進課

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）の治療費の助成や、妊婦一般健康診査、妊婦教室、妊娠中から小児科医と相談できる「ペリネイタル・ビジット（出産前後からの親子支援事業）」の実施など、安心して子どもを産める支援体制を整備していきます。

1-2 子どもの成長段階に応じた保健事業の推進

健康推進課

子どもの健康が確保されるよう、年齢に応じた健康診査や訪問指導等の充実を図るとともに、感染症の予防のため、各種の予防接種を実施していきます。また「こんにちは赤ちゃん訪問」や相談体制の充実により、保護者の不安の軽減に努めます。

1-3 支援が必要な子どもや子育て家庭への支援の充実

社会福祉課 保険年金課

小児慢性特定疾患児について、用具の給付を通じて日常生活の便宜を図ります。また、乳幼児の医療費助成を行い、子どもの健康についての保護者の経済的負担を軽減します。

1-4 食育の推進

健康推進課 農業振興課 こども家庭課

乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に向け、指導を行うとともに、妊産婦や子育て中の保護者に対して、「離乳食教室」等の食に関する学習の機会や情報提供を推進していきます。

Ⅳ 豊かな人間性を培う学校教育の充実

1 確かな学力の向上

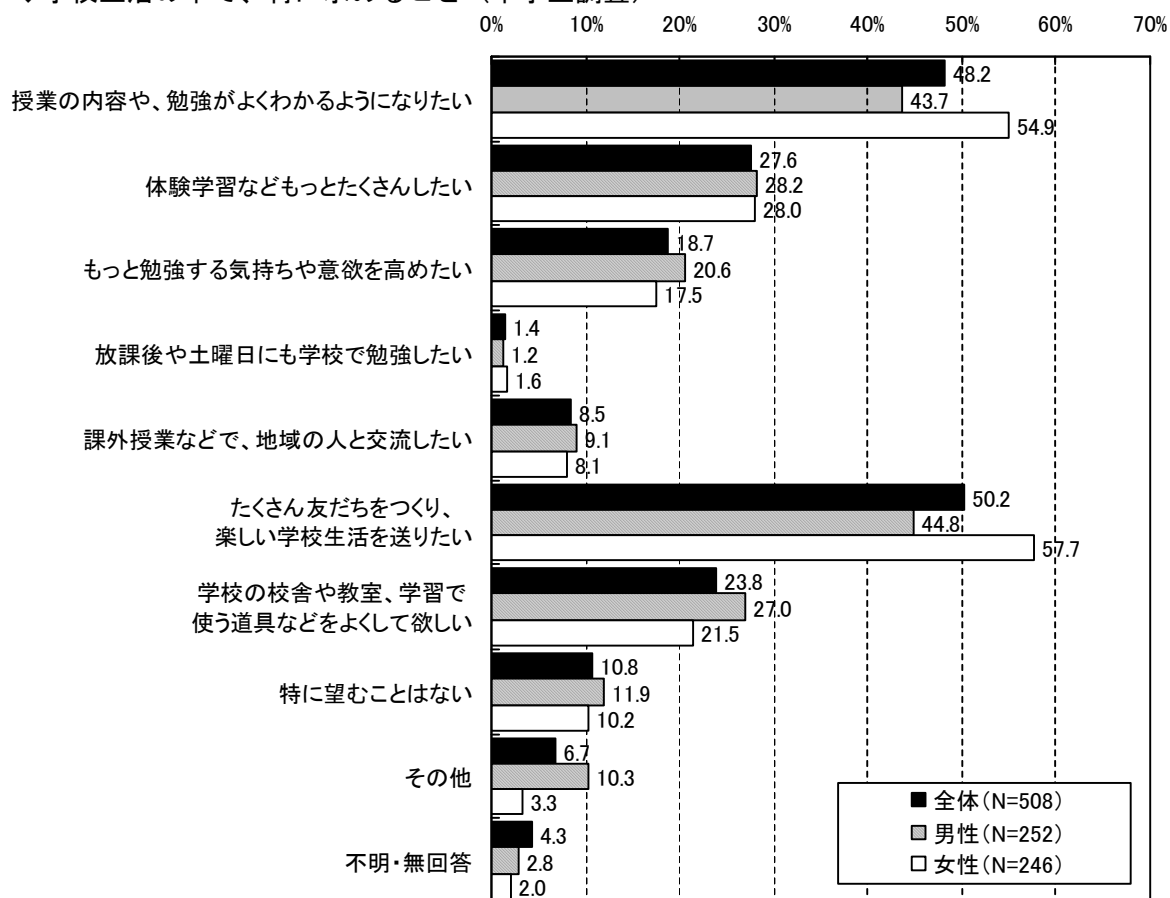
【現状・課題】

学校教育は、子どもの成長において中心的な役割を果たします。確かな学力と健全な心身の育成に向けて、子どもたちが自ら学び、考え、いきいきと学べる環境づくりが求められています。

子どもを取り巻く教育環境においては、大きく変化する社会情勢への対応など多くの課題があります。国においては、平成20年7月に、国として初めての教育に関する総合的な計画である「教育振興基本計画」が策定されました。このような動きを踏まえ、本市においても、子どもたちが、厳しい社会状況の中にあっても主体的に生き抜いていくことができるよう、学校での取り組みを積極的に進めていく必要があります。

アンケート調査（中学生調査）の『学校生活の中で、特に求めること』では、「授業の内容や、勉強がよくわかるようになりたい」と「たくさん友だちをつくり、楽しい学校生活を送りたい」がともに50%程度で高くなっています。勉強への意欲がみられるとともに、学校生活の充実を求める子どもたちの考え方がうかがえます。

◆学校生活の中で、特に求めること（中学生調査）



【施策の方向】

1-1 子どもの学力の向上へ向けた支援の充実

学校教育課

特色ある学校づくりを支援し、子どもたちが自ら主体的に考え、取り組むことができる「生きる力」の育成に努めます。また、学力調査とともに学級満足度調査（QU 調査）を実施し、学習集団と学力の関係を確かめ、学力向上に対する効果的な取り組み方法を確立していきます。

1-2 いなべ市の教育水準の向上

学校教育課

特別支援教育や、少人数教育など一人ひとりに応じた学習環境を整備します。また、授業改善や特色ある教育を推進し、教育水準を高めていきます。



2 豊かな心の育成

【現状・課題】

豊かな心を育むためには、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取り組みの充実を図っていくことが求められています。

近年、ライフスタイルの変化により、子どもたちの遊び方にも変化がみられ、戸外で遊ぶ機会が減ってきています。子どもたちが自然を感じ、環境に対する理解を深めることができる機会を提供していくことが必要です。あわせて、良質な文化・芸術等にふれる機会を提供していくことも、子どもたちの心の育成にとって、重要な要素のひとつとなっています。

【施策の方向】

2-1 様々な体験を通じた子どもの心の育成

学校教育課

社会見学等の見学体験学習、校外活動、修学旅行、デイキャンプ等への参加により、子どもたちが豊かな社会体験、自然体験を経験できるようにしていきます。

2-2 文化・芸術・スポーツ活動を通じた子どもの健全育成

学校教育課

小中学生の観劇や音楽鑑賞等に対する支援とともに、中学生の部活動を推進し、精神的、肉体的成長を促し、集団生活を円滑に行えるようにしていきます。



3 健やかな体の育成

【現状・課題】

就寝・起床時間の遅れや食生活の変化に伴い、生活リズムが乱れている子どもが増えてきています。また、親子で遊ぶ機会も減少傾向にあり、子どもの発達に応じた遊びや運動が心と身体の成長を促すことや、基本的な生活習慣を整えることの大切さについて認識できるように支援していく必要があります。

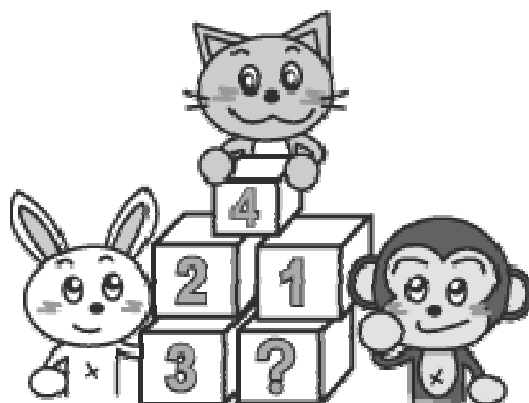
なかでも食事は、健康な生活を営んでいく上で欠かすことのできないものですが、朝食抜き、多食、偏食をはじめ、子どもの食生活の乱れが全国的に問題になっています。国においては、平成17年に「食育基本法」を制定し、食育の推進が求められています。本市でも、学校給食センターや各校で提供する給食を通じて、子どもの健康づくりの推進をしていく必要があります。

【施策の方向】

3-1 食を通じた子どもの健康づくりの推進

学校教育課

学校給食センターと自校式給食施設の整備・維持管理を行い、給食未実施の学校の早期開始と、子どもたちへの安全・安心な学校給食に努めます。学校給食を通じて、食と健康とのつながり、食の大切さを伝えていきます。



4 信頼される学校づくり

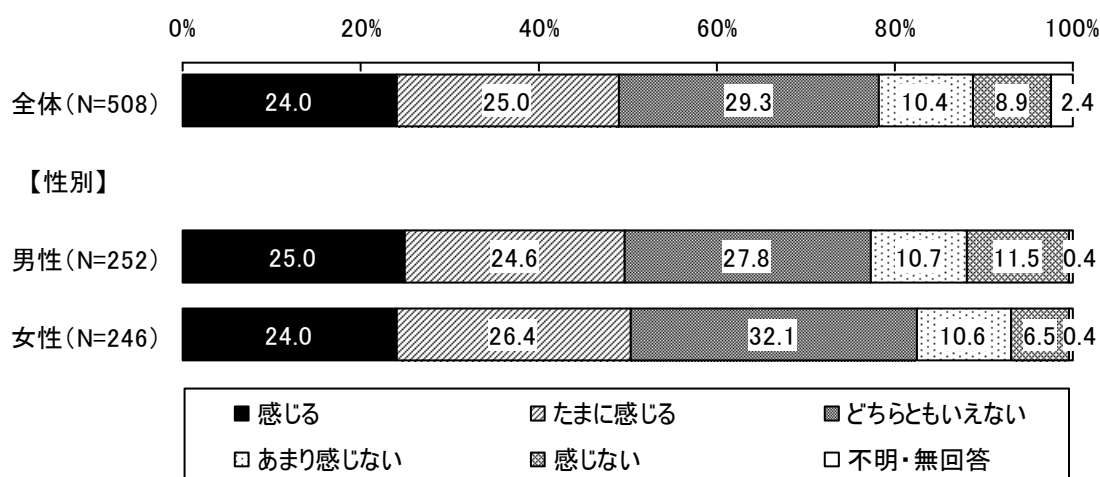
【現状・課題】

学校運営は旧来、学校職員中心で行われることが多く、学校の活動内容が地域住民に伝わりにくいことや、地域の思いが学校運営にあまり反映されない状況にありました。しかし、近年では地域に開かれた学校運営を行うようになり、保護者や地域住民が関わることで、より地域に密着した教育活動が展開できるようになってきています。

また、「こどもをまもるいえ」への協力など、子どもたちのために、防犯意識の向上を図り、安全・安心の確保を行っていく必要があります。

アンケート調査（中学生調査）の『地域の大人が自分たちを見守ってくれていると感じるか』では、「感じる」と「たまに感じる」を合わせた割合は49.0%で約半数を占めています。

◆地域の大人が自分たちを見守ってくれていると感じるか（中学生調査）



【施策の方向】

4-1 地域との協働による学校づくり

学校教育課 生涯学習課

コミュニティスクールの指定や、学校運営協議会の開催を通じ、地域住民との協働により、教育内容の充実をめざします。また、PTAに働きかけ「こどもをまもるいえ」への協力依頼を行い、子どもたちをともに守り育てていきます。

5 教育環境の整備

【現状・課題】

子どもに安全で豊かな学校環境を提供するための学校施設の適切な整備や、地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用などをしていくとともに、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・団体とも連携しながら、継続的に安全管理を行っていくことが求められています。

また、すべての子どもがよりよい環境の中で、教育が受けられるようにきめ細やかな支援が求められています。

【施策の方向】

5-1 少子化に対応した学校運営

学校教育課

山村留学や小規模特認校を設定し、特色ある教育、少人数によるきめ細かい指導を推進していきます。

5-2 快適な学校環境の整備

教育総務課

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、教育施設の各種保守整備を行います。また、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的にを行います。

5-3 安全な通学のための支援の充実

学校教育課

小中学生の遠距離通学者に対し、スクールバスの運行により、通学の安全性を確保します。関係各課と連携を密にしながら、より一層の安全に努めます。

5-4 すべての子どもへのきめ細やかな支援の充実

学校教育課

家庭状況や生活の基盤が不安定な子どもたちや、外国人児童生徒、ひとり親家庭児童生徒など、様々な状況にある子どもに対して、教育相談等により安心して教育が受けられる状況を保障していきます。「こども総合支援室」との連携を図るとともに、「ことばの教室」などの通級指導教室による発達支援を行います。

また、教職員も人権に関する理解を深め、それらを踏まえた人権教育を進めていきます。

V 青少年の夢を育む地域社会の醸成

1 家庭や地域の教育力の向上

【現状・課題】

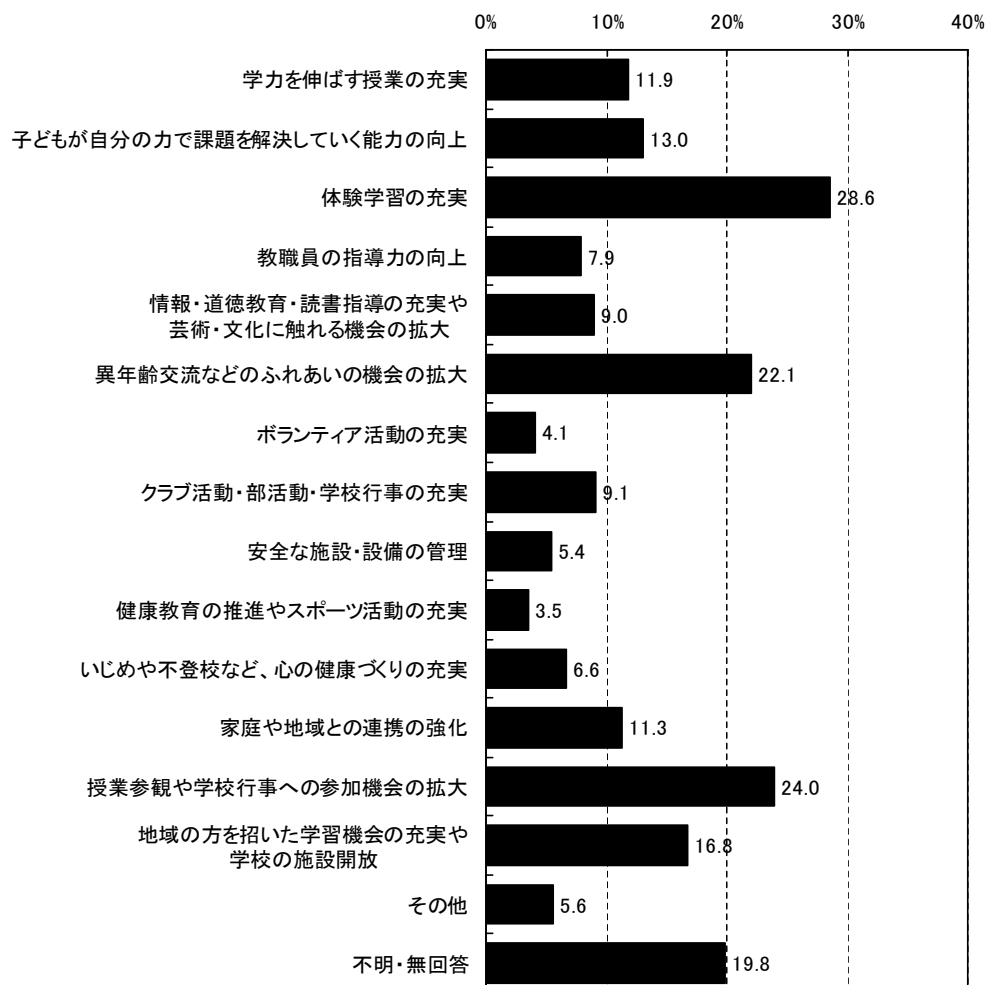
教育は、未来に向けて健やかに生きる青少年の育成と、生きがいのある地域社会づくりの実現のために、非常に重要な役割を担っています。

アンケート調査の『子どもの教育環境で良くなったと感じることはどのようなことか』では、「体験学習の充実」「授業参観や学校行事への参加機会の拡大」「異年齢交流などのふれあいの機会の拡大」が20%を超え、次いで、「地域の方を招いた学習機会の充実や学校の施設開放」となっています。

子どもたちが、厳しい社会状況の中にあっても主体的に生き抜いていくことができるよう、学校、家庭、地域が連携して、子ども一人ひとりの学力を向上させるとともに、豊かな心、健やかな体を育むための取り組みを積極的に進めていく必要があります。

◆子どもの教育環境で良くなったと感じることはどのようなことか

小学生児童(N=1890)



【施策の方向】

1-1 家庭の教育力の向上

学校教育課

講演会等を開催し、子どもたちを守り育てるという保護者の使命・役割の自覚を深められるようにしていきます。

1-2 地域における教育力の向上

生涯学習課

非行の早期発見及び未然防止のため、パトロールや啓発活動を行うとともに、いなべ市青少年育成市民会議との協働により、青少年問題についての地域住民の意識の高揚を図ります。



2 青少年の健全育成の推進

【現状・課題】

核家族化の進展などによる地域内交流の希薄化は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。

そのため、児童が自主的に参加し、遊びや学習、様々な体験活動、地域住民や世代間交流活動を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、こうした活動をリードする人材の育成と発掘にも取り組む必要があります。

【施策の方向】

2-1 子どもが豊かに遊び、学べる環境づくり

学校教育課 生涯学習課

「屋根のない学校」では子どもの感性の育成をめざし、より多くの子どもが施設を利用し、講座などに参加できるようにします。また、「いなべこども活動支援センター」にて、各種講座やこどもまつりなどを行い、子どもの社会性や自立性、リーダーシップ等の醸成を図ります。

また、「藤原岳自然科学館」等における自然科学教室の実施により、豊かな体験活動の機会や場を提供していきます。

「図書館」では、子どもたちが読書を通じて知識を身につけることや読書習慣の定着をめざします。



3 次世代の親づくり

【現状・課題】

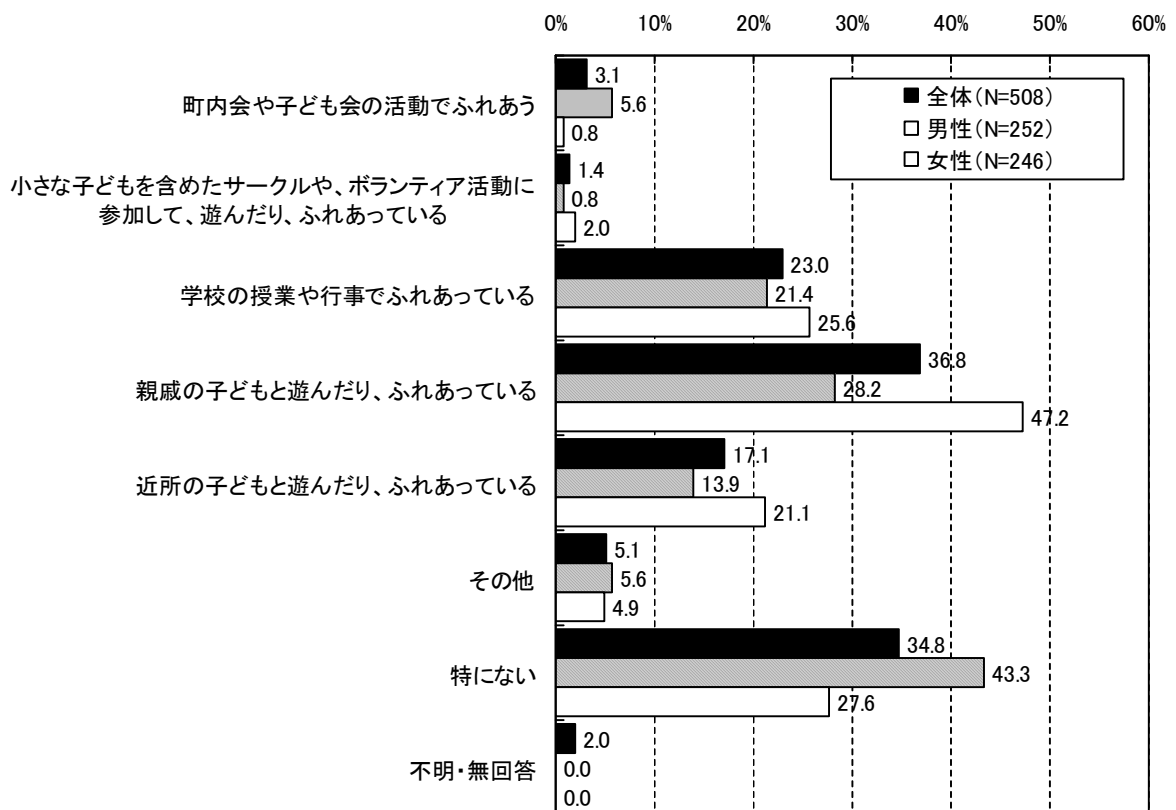
少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、年齢の低いきょうだいの世話をしたり、近所の子どもと遊んだり、乳幼児とふれあう機会が少なくなっています。そのため、乳幼児とふれあったり、子どもの世話をしたりする機会のないまま親になる人が増加しており、こうしたことが子育てを困難にしたり育児に不安を感じたりすることにつながっていると考えられます。

若者が自立して家庭を持てるよう、若者に対して子育てに伴う喜びが実感できるような意識啓発を積極的に行う必要があります。

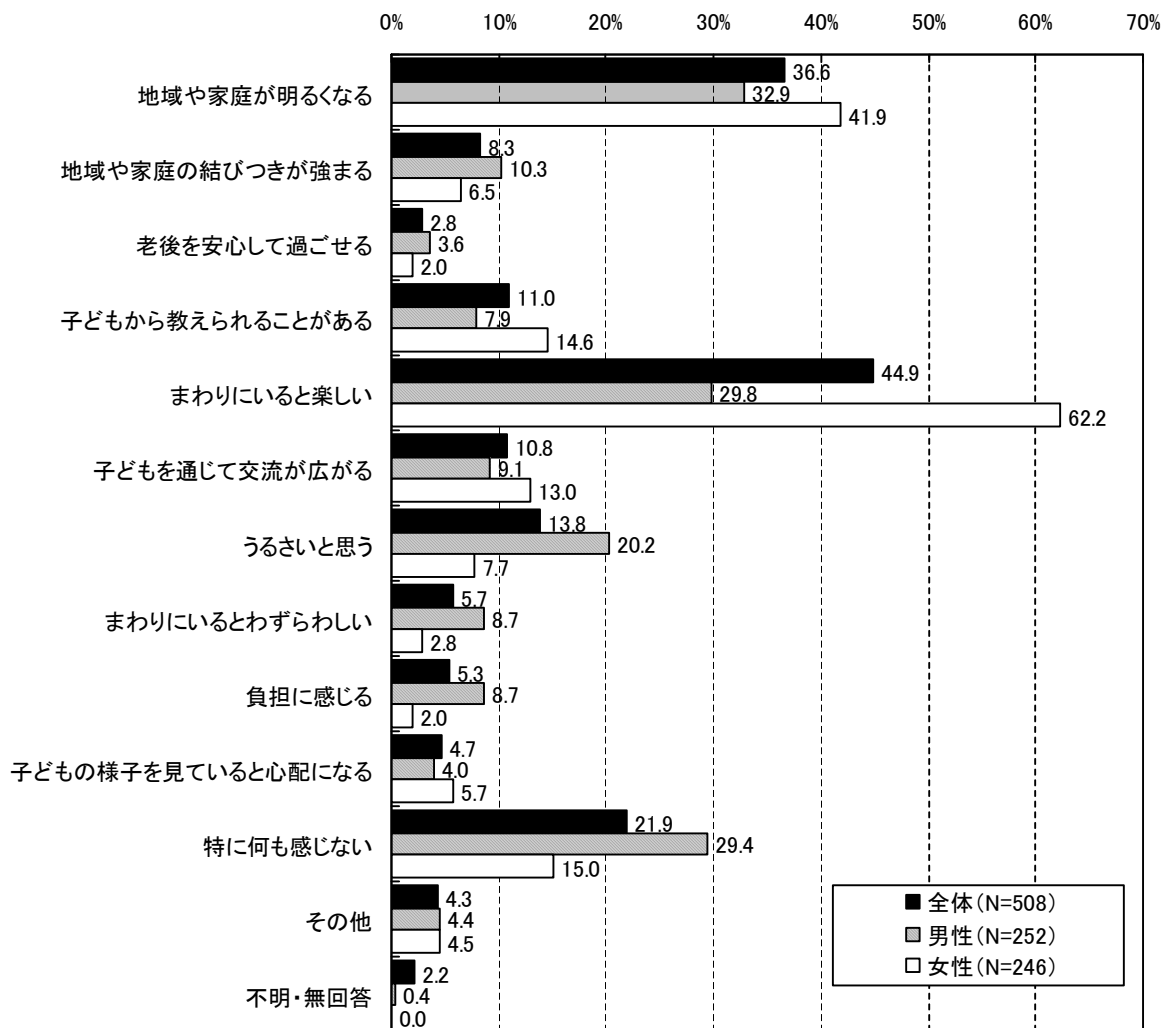
アンケート調査（中学生調査）の『小さな子どもとふれあう機会の有無』では、「親戚の子どもと遊んだり、ふれあっている」が最も高かったものの、次いで「特にない」が続いています。

また、『自分のまわりの小さな子どもについてどう思うか』では、「まわりにいると楽しい」「地域や家庭が明るくなる」という割合が高くなっている一方、特に男性で、「特に何も感じない」「うるさいと思う」といった割合も高くなっています。

◆小さな子どもとふれあう機会の有無（中学生調査）



◆自分のまわりの小さな子どもについてどう思うか（中学生調査）



【施策の方向】

3-1 子どもを持つ意識の醸成

子ども家庭課 生涯学習課

中学生・高校生が保育園で乳幼児と関わり保育体験をする機会を持つことで、命の大切さと子どもや家庭の大切さについて理解を深められるようにしていきます。

3-2 大人になる意識づくり

生涯学習課

成人式の開催にあたり、新成人の中から実行委員を公募し、新成人自らの進行のもと式を行うことで、社会人としての誇りと自覚を持つ機会にしていきます。

Ⅵ 生涯スポーツの振興

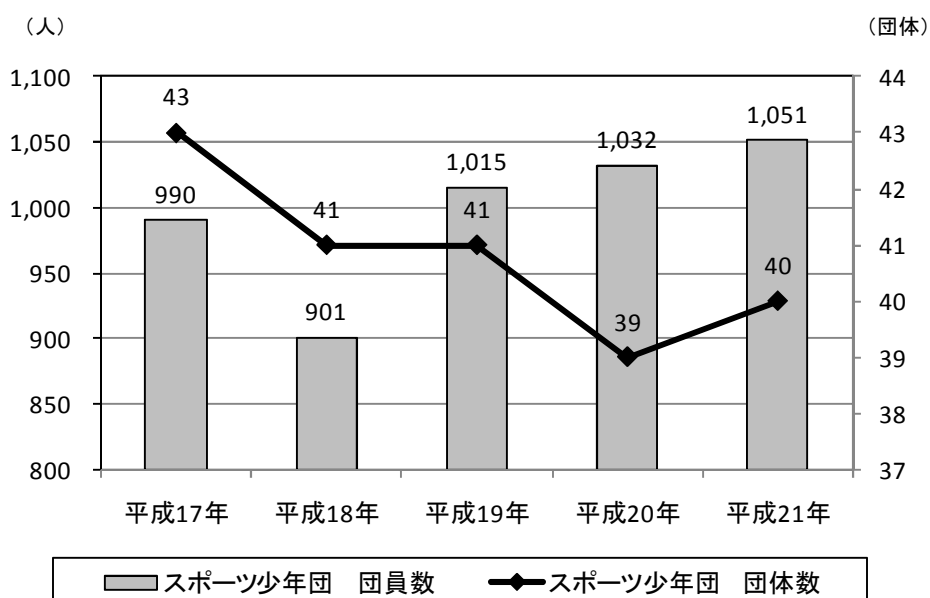
1 スポーツを通じた子どもの健やかな育成

【現状・課題】

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されています。子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ環境の充実を図ることが重要です。

現在は、スポーツ少年団における活動や、各学校における部活動や体育の授業が、子どもたちがスポーツに親しめる機会となっています。子どもたちが、より主体的に体力づくりや健康づくりに取り組めるような環境の整備が求められています。

◆スポーツ少年団の団員数、団体数の推移



資料：いなべ市体育協会

【施策の方向】

1-1 子どもがスポーツに取り組みやすい環境づくり

生涯学習課

スポーツをするきっかけづくり、スポーツをする機会を提供することにより、運動不足の子どもたちの体力向上や、仲間や家族でスポーツをすることの楽しさを伝えていきます。

1-2 スポーツに取り組む子どもを支援する体制づくり

生涯学習課

市スポーツ少年団等が、スポーツ振興の一翼を担い、競技大会、競技技術向上のための事業・指導者育成事業などが実施できるよう支援をしていきます。

Ⅶ ^{ひと} ^{ひと} 女と男が互いに認め合う社会づくり

1 仕事と生活の調和の推進

【現状・課題】

子育て期の親を取り巻く課題の1つとして、仕事を持つ多くの人が仕事中心の生活を送ることにより、家庭で過ごす時間が少ない状況となっていることが挙げられます。また、男女がともに仕事と子育ての両立を進めることは、男女共同参画社会の推進の視点からも重要なものとなります。国では、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、国民や企業、地方公共団体が、働き方や生き方の見直しに向けて取り組んでいく方向性が示されました。

アンケート調査による仕事と家庭の優先度でも、希望では「家事（育児）時間を優先」「プライベートを優先」としながらも、現実には「仕事時間を優先」している保護者が多くを占めています。

また、『仕事と子育ての両立で大変なこと』では、「自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに世話をしてくれる人がいない」「子どもと接する時間が少ない、子どもが寂しがる」「急な残業が入ってしまう」という意見が多く、多様な子育て施策の充実が求められています。

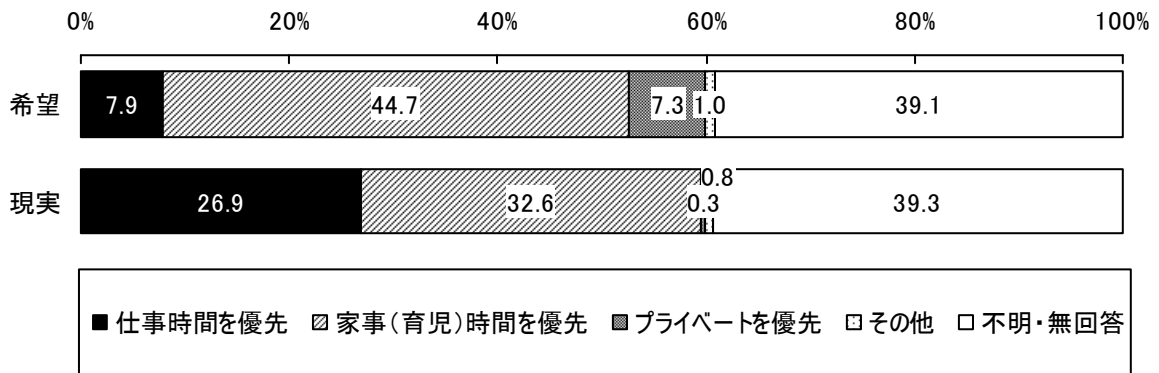
「子育てする家庭を社会全体で支える」という意識の醸成を図り、仕事最優先の価値観や性別による役割分担意識を見直すことが必要となっています。

企業等においても、仕事優先の意識ではなく、家庭や子育てに配慮できる環境づくりが求められています。

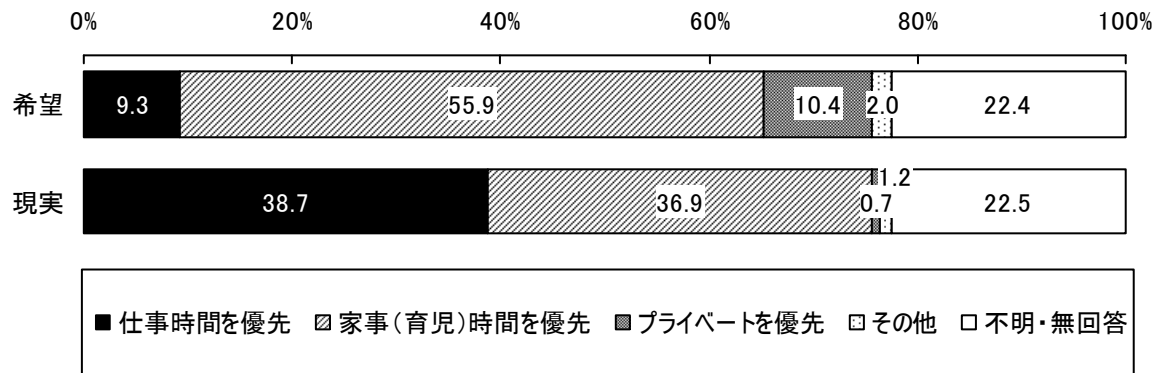


◆「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度

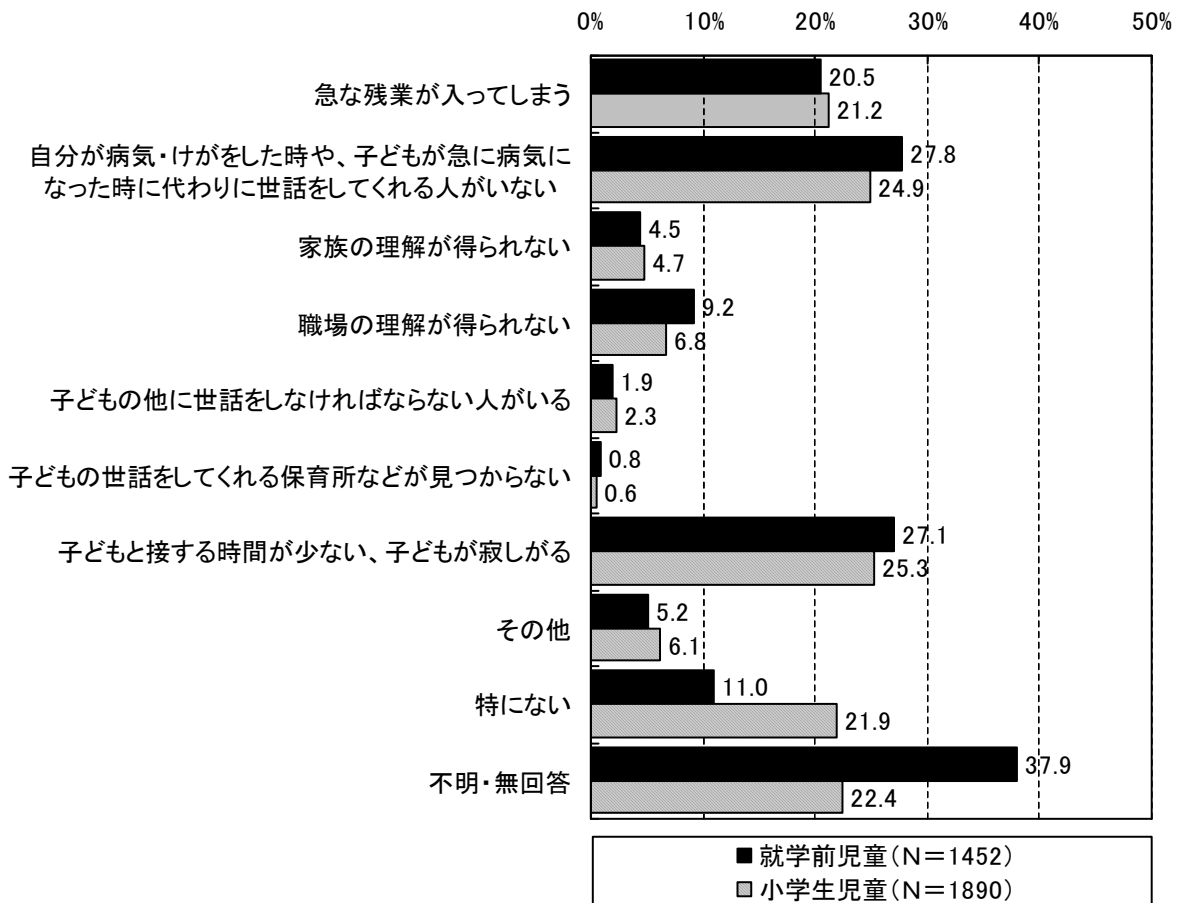
就学前児童(N=1452)



小学生児童(N=1890)



◆仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること



【施策の方向】

1-1 仕事と生活の調和を図るための環境づくり

人権福祉課 農林商工課 こども家庭課

男女共同参画に関する市民の意識の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援に関する情報の提供や、研修会を開催するなどして女性の雇用促進を進めていきます。また「いなべパパの子育てガイドブック」等により、男性の子育て参加についても情報提供・啓発を行います。

1-2 事業所等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

農林商工課

雇用環境の整備等について策定する一般事業主行動計画が義務づけられている事業所を中心に、連携・協働を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策の推進に努めます。

Ⅷ 安全で明るいまちづくり

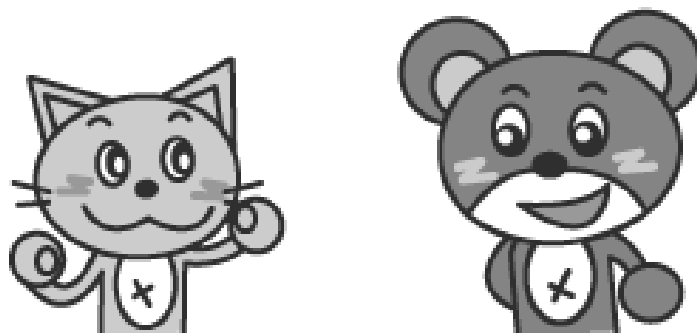
1 子どもの安全を守る環境づくり

【現状・課題】

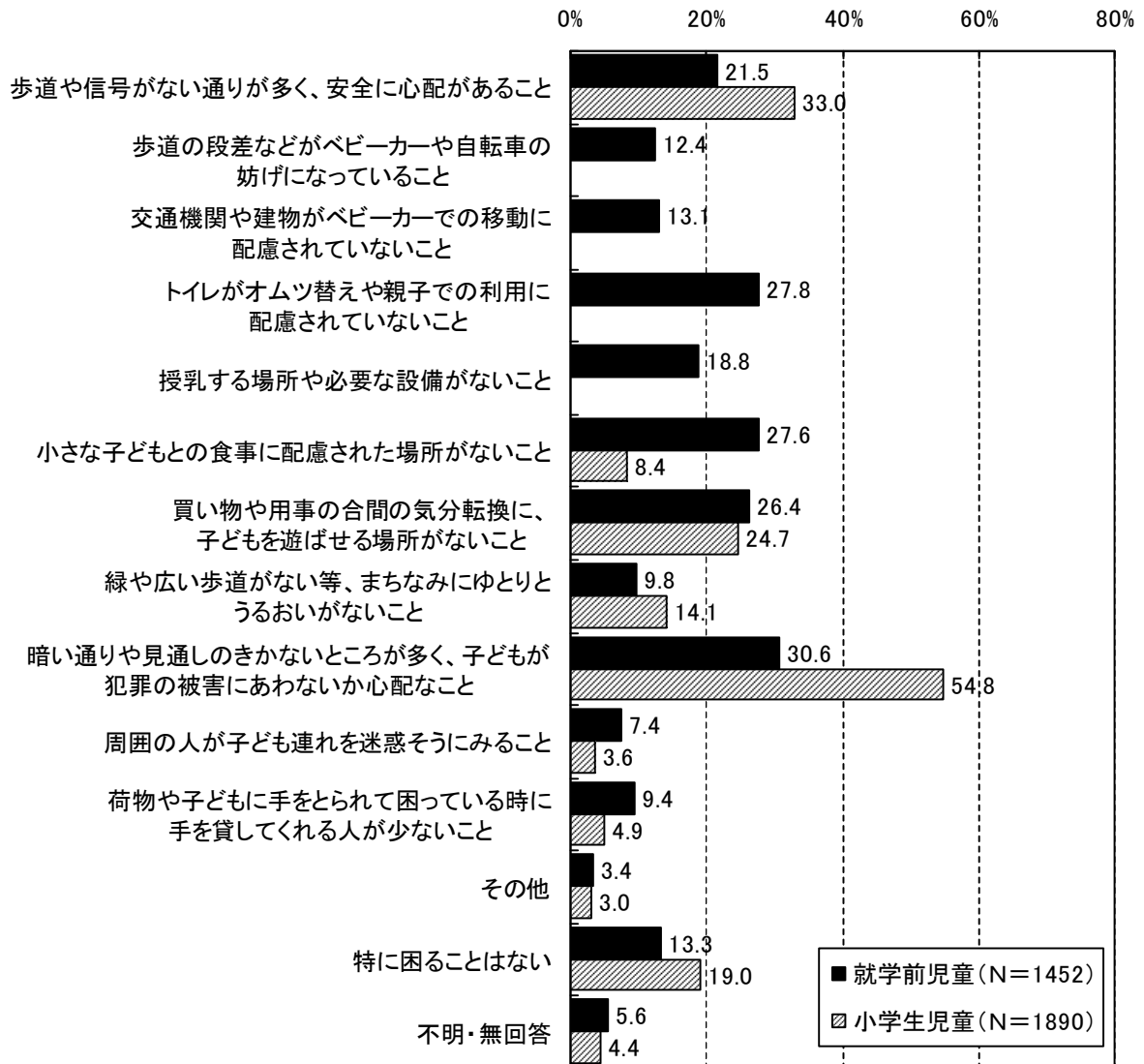
子どもたちがのびのびと屋外で活動するためには、犯罪のない地域づくりをめざす必要があります。近年、多種多様な犯罪が増加しており、地域における防犯対策や意識の向上が求められています。

アンケート調査の『子どもとの外出の際、困ることや困ったこと』では、就学前児童、小学生児童ともに、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が最も高くなっています。安全・安心な環境づくりに向けて、行政のみならず、家庭・地域などまちぐるみの防犯活動が求められています。

また、子どもは成長とともに行動範囲が拡大し、交通事故にあう危険性が増加していきます。子どもを事故から守るためには、警察、保育園、学校、関係民間団体が連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要になっています。同時に、歩道の段差解消や、交通量の多い道路について歩車道を分離するなど、子どもの安全に配慮した歩道の整備が求められています。子どもに対する交通安全に関する教育、広報活動を充実させるだけでなく、市民の自動車、自転車等の運転マナー、交通安全意識の向上を図っていく必要があります。



◆子どもとの外出の際、困ることや困ったこと



* 「歩道の段差などがベビーカーや自転車の妨げになっていること」「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」「授乳する場所や必要な設備がないこと」は、就学前児童のみの選択肢

【施策の方向】

1-1 子どもを犯罪等の被害から守る環境の整備

総務課 生涯学習課 学校教育課 こども家庭課

「こどもをまもるいえ」の設置活動支援や、防犯ボランティアに対する防犯物品の貸与を行っています。保育園及び周辺の地域住民によるパトロール、小中学校の登下校時の防犯パトロール、青少年の深夜徘徊・非行防止のパトロールなど、地域ぐるみで子どもたちを犯罪から守るための市民活動を支援していきます。

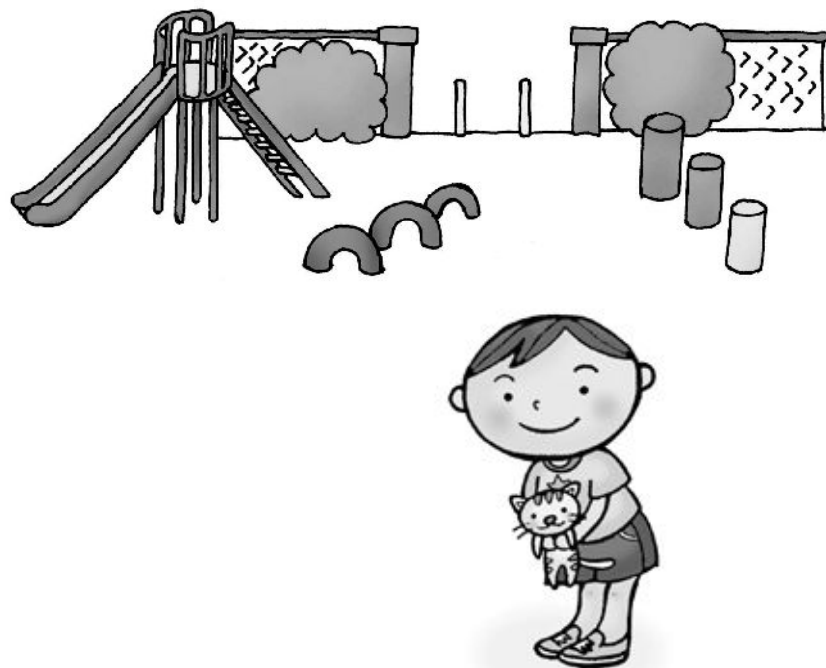
また、いなべ市生活安全推進協議会を開催し、いなべ警察署との連携を図り、犯罪等の被害から子どもたちを守っていきます。

1-2 安全な道路・公園等の環境の整備

管理課 建設課 まちづくり課

小中学校で交通安全教室の開催や、月1回早朝にいなべ警察、いなべ地区交通安全協会役員、市職員、自治会長、教員、PTA役員による通学児童への交通安全街頭指導を実施し、子どもの交通安全への意識を高めていきます。また、歩車道分離や段差解消を実施し、安全に通行できる道路整備を進めていきます。

いなべ公園の遊具の点検・修理により安心して遊べる環境を整えます。



第5章 具体的な目標の設定

第5章 具体的な目標の設定

1 保育事業等の目標事業量

国の次世代育成支援行動計画策定指針では、各種保育サービスや放課後児童健全育成事業について、市町村の目標数値を定めることとされています。

本市の保育サービス等の充実のため、以下のように数値目標を設定します。今後、本市の児童数、供給基盤、財政状況等を踏まえながら、目標の達成に努めます。

	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 26 年度）
通常保育事業	児童数（実数）1,356 人	児童数（定員）1,420 人
延長保育事業	児童数（定員）8 人 2 か所	児童数（定員）36 人 3 か所
放課後児童クラブ	児童数 106 人 4 か所	児童数（定員）140 人 6 か所
地域子育て支援センター事業	6 か所	6 か所
ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所

※特定保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、休日保育事業、病児・病後児保育、ショートステイ事業については、ニーズに応じて実施を検討していきます。

※一時預かり事業については、ファミリー・サポート・センター事業において、内容の充実を図り対応をしていきます。

※現状値と目標値が同じ数値となっている事業は、少なくとも 5 年間の後期計画期間中には現在の水準を維持する（縮小しない）方針であることを示します。

※延長保育事業については、基本保育時間を 11 時間とし、それを超えて保育を受ける児童を目標人数として設定しています。

2 前期計画における成果及び基本施策別数値目標一覧

平成17年度から平成21年度にかけての前期計画においては、合併以前の旧4町の取り組みを踏まえて、市としての総合的な取り組みを再構築してきました。各部署の連携した取り組みや地域で子育てを支援する意識づくり、地域資源の活用などを推進した結果、下表のとおり平成21年度には様々な分野で成果が現れています。

後期計画においても、前期計画に引き続き、子育て支援を推進するための様々な施策を示しています。その施策について実効性と効果的な推進が求められます。

そのため、基本施策ごとに具体的な数値目標を設定し、進捗管理を行い、事業の推進を図ります。

基本施策		目標指標	平成16年度	平成21年度	平成26年度
I	未来を育む 児童福祉の推進	出前ひろば・出前テントひろばの開催回数	4回	83回	125回
		ファミリー・サポート・センター会員数	63人	186人	300人
		子育て応援団の人数	未実施	166人	200人
		延長保育の児童数(定員)	4人	8人	36人
		第三者評価受審済み保育園数 (平成20年度より年1園ずつ実施)	未実施	2/10園	7/10園
		放課後児童クラブの児童数	11人	106人	140人(定員)
		放課後児童クラブの実施か所数	1か所	4か所	6か所
		ひとり親家庭の就労自立支援費の受給者数	未実施	2人	5人
II	みんなが支え合う 障がい児福祉の推進	ステップアップ教室の開催回数	未実施	10回×1/年	10回×3/年
III	生涯を通じた 健康づくりの推進	1歳6か月児健康診査受診率	96.8%	98.5%	100%
		3歳児健康診査受診率	93.5%	97.9%	100%
		こんにちは赤ちゃん訪問実施率	一部実施	98.7%	100%
IV	豊かな人間性を培う 学校教育の充実	給食実施校数	17/19校	17/19校	19/19校
		教育相談の回数	未実施	120回	150回
V	青少年の夢を育む 地域社会の醸成	屋根のない学校の施設利用者数	2200人	1800人	2000人
		いなべこども活動支援センターの講座への参加者数	2250人	2825人	3000人
		自然科学教室の参加者数	120人	490人	540人
VI	生涯スポーツの振興	スポーツ少年団の団員数	900人	1051人	1100人
VII	女と男が互いに 認め合う社会づくり	子育て支援センターの父親の利用者数	120人	298人	500人
VIII	安全で明るいまちづくり	こどもをまもるいえへの協力軒数	1024軒	1018軒	1030軒

※延長保育については、基本保育時間を11時間とし、それを超えて保育を受ける児童を目標人数として設定しています。

資料編

資料編

1 計画策定の経緯

年度	月	開催・実施事項	内 容
平成 20年度	10月	ニーズ調査実施	就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生2年生を対象に実施
	11月	第1回策定推進委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度評価及び進捗状況報告 ・策定推進委員会で作された提言に対する取組み報告 ・ニーズ調査の進捗状況 ・今後の推進体制の検討
平成 21年度	6月	第1回ワーキンググループ 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・前期行動計画の評価及び進捗状況 ・ニーズ調査の報告 ・計画策定の概要確認
	10月	第2回ワーキンググループ 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・後期施策体系の検討、確認 ・推進施策の方向性の検討、確認
		5分科会事務局 課長会開催	//
	11月	部次長会議開催	//
		第1回策定推進委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果報告 ・後期行動計画施策体系、目標事業量についての検討 ・計画案の検討
	12月	政策意見公募 (パブリックコメント) 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ及び各庁舎総合窓口課において閲覧の実施 (ホームページアクセス数236件)
	1月	第3回ワーキンググループ 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・政策意見公募(パブリックコメント)の結果報告 ・第1回策定推進委員会の報告(ニーズ調査の補足資料について) ・計画案の検討、確認 ・指標及び目標数値の設定
		5分科会事務局 課長会開催	//
		部次長会開催	//
	2月	第2回策定推進委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果の補足 ・政策意見公募(パブリックコメント)の結果報告 ・計画案の最終確認

2 いなべ市次世代育成支援対策推進要綱

○いなべ市次世代育成支援対策推進要綱

平成 16 年 3 月 10 日

告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 いなべ市は次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。)及び行動計画策定指針(以下「指針」という。)等に基づき、次世代育成支援対策を総合的・計画的に推進するため、この要綱を定める。

(推進組織)

第 2 条

- 1 いなべ市に次の組織を置く。
 - (1) いなべ市次世代育成支援行動計画(地域計画)策定推進委員会(以下「策定推進委員会」という。)
 - (2) いなべ市次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)
 - (3) いなべ市次世代育成支援対策庁内プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)
- 2 前項第 1 号の策定推進委員会は行動計画、地域計画の策定を行い、実施・評価についての意見を市長に提出し、第 2 号の地域協議会は、行動計画の策定、実施、評価等に関わる協議を行い、第 3 号のプロジェクトチームは、地域協議会の協議決定を踏まえた上で、策定推進委員会への資料、意見等を提出する。
- 3 第 1 項各号の組織の詳細については別に定める。

(推進計画)

第 3 条 次の各号に従い推進するものとする。

- (1) 第 1 期平成 15 年度については「次世代育成プロジェクトチーム」立ち上げとアンケート調査
- (2) 第 2 期平成 16 年度については「地域協議会」及び「策定推進委員会立ち上げと行動計画策定
- (3) 第 3 期平成 17 年度～21 年度については計画実施及び前期の評価を行う。
- (4) 第 4 期平成 22 年度～26 年度については前期を踏まえての計画修正と実施並びに評価を行う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する

3 策定推進委員会名簿

<平成 21 年度 いなべ市次世代育成支援行動計画（地域計画）策定推進委員名簿>

分野	役職名	氏名	備考
学識経験者	日本福祉大学 子ども発達学部 子ども発達学科 教授	渡辺 顕一郎	児童福祉関係
専門行政機関	三重県北勢児童相談所長	奥 昭徳	
//	三重県 桑名保健福祉事務所長	加藤 充子	
医療	いなべ医師会 会長	山田 昌信	いなべ医師会推薦
地域団体	いなべ市自治会連合会 代表	出口 和美	員弁町自治会長会会長
議会	いなべ市議会議員	位田 まさ子	いなべ市議会推薦
//	いなべ市議会議員	多湖 克典	
福祉施設	大安中央保育園長	水谷 重樹	
//	いなべ市保育園園長会代表	藤田 奈津子	保育園長（代表）
福祉団体	いなべ市 社会福祉協議会 副会長	奥田 高男	
//	いなべ市民生委員児童委員協議会連合会	瀬古 則男	
//	員弁地区 更生保護女性会 会長	伊藤 久子	
地域団体	いなべ市 PTA 連合会 会長	近藤 幸男	東藤原小学校
//	いなべ市 青少年育成市民会議 会長	水元 正	
//	おひさまクラブ代表	小林 久里子	子育てサークル代表
教育機関	いなべ市校長会 会長	藤岡 玉樹	山郷小学校校長
地元企業	株式会社 神戸製鋼所 大安工場 総務室長兼業務改善推進室 主任部員	長谷川 洋造	

（敬称略、順不同）